

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

山 口 県 人 事 委 員 会



令 8 人 委 第 1 8 0 号

令和 8 年 (2026 年) 1 0 月 1 5 日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政 様

山口県人事委員会委員長 山 崎 健 司

一般職の職員の給与等について

地方公務員法第 8 条、第 1 4 条及び第 2 6 条の規定に基づき、公務運営について別紙第 1 のとおり報告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第 2 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 3 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。



令 8 人 委 第 1 8 0 号

令和 8 年 (2026 年) 1 0 月 1 5 日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

山口県人事委員会委員長 山 崎 健 司

一般職の職員の給与等について

地方公務員法第 8 条、第 1 4 条及び第 2 6 条の規定に基づき、公務運営について別紙第 1 のとおり報告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第 2 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 3 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1 公務運営に関する報告（意見）	1
1 県行政を支える人材の確保	1
2 働きがいを実感できる環境づくり	3
3 働きやすい勤務環境の整備	5
4 公務員倫理の徹底	10
 別紙第 2 職員の給与に関する報告	11
1 職員の給与	11
2 民間給与の調査	11
3 民間との給与の比較	12
4 国家公務員との給料の比較	13
5 物価及び生計費の状況	14
6 人事院の報告及び勧告の内容	14
7 給与の改定	15
8 今後の課題	17
9 給与勧告制度の意義と役割	18
 別紙第 3 職員の給与に関する勧告	20
1 給料表	20
2 諸手当	20
3 改定の実施時期	22
別記第 1（行政・公安・海事・研究・医療・教育職給料表）	23
別記第 2（任期付研究員の給料表）	51
別記第 3（特定任期付職員の給料表）	51
 人事院の給与勧告等の概要	53
参考資料	55

公務運営に関する報告（意見）

県行政は、県民の安全・安心な暮らしを守るとともに豊かな地域社会を創り、これを次代へ継承するという極めて重要な使命を担っている。その推進を担う職員には広範な視野と高い見識が求められ、志と意欲をもって職務を遂行することにより、やりがいと充実感が醸成され、公務の魅力にもつながる。

しかし、生産年齢人口の減少や職業観の多様化、人材獲得競争の激化等を背景に全国的に人材確保は深刻な課題となっている。本県においても採用試験申込者数は低迷が続き、試験の創設や試験時期・方法等の見直しを重ねたものの、減少傾向の転換には至っていない。特に技術系職種では、採用予定者数に満たない職種が広がりつつあり、県行政を支える人材の確保は極めて深刻な状況にある。

加えて、若年層を中心にキャリア形成や成長を重視する傾向が強まっており、人材の流動化の進展も相俟って、離職する職員が増加している。

こうした中、将来にわたって、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、採用試験制度の一層の見直しや、柔軟な働き方の選択、生活との両立支援、達成感と自己成長を得られる職場づくりにより、「確保」と「定着」を一体的に推進するとともに、採用区分や在職年数にとらわれず、人事評価に基づき、優秀な人材を登用・抜擢するなど、魅力的な人事制度を構築する必要がある。

このような認識の下、本委員会は、今後の公務運営の諸課題について、次のとおり意見を述べる。

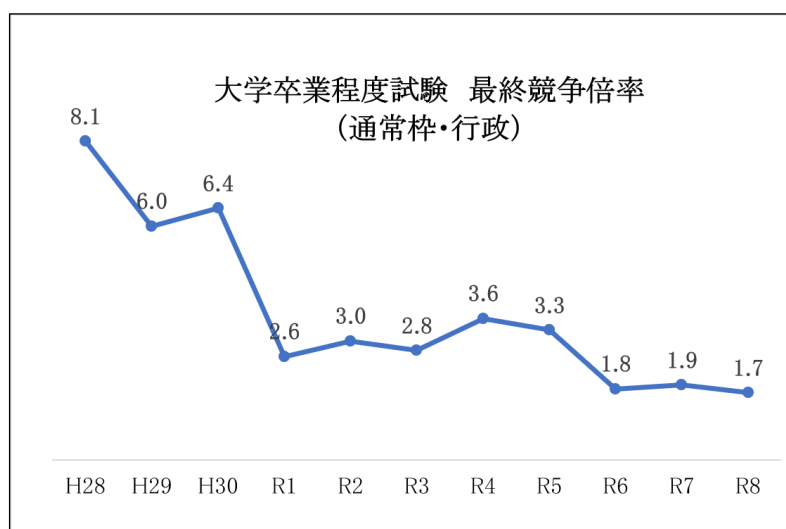
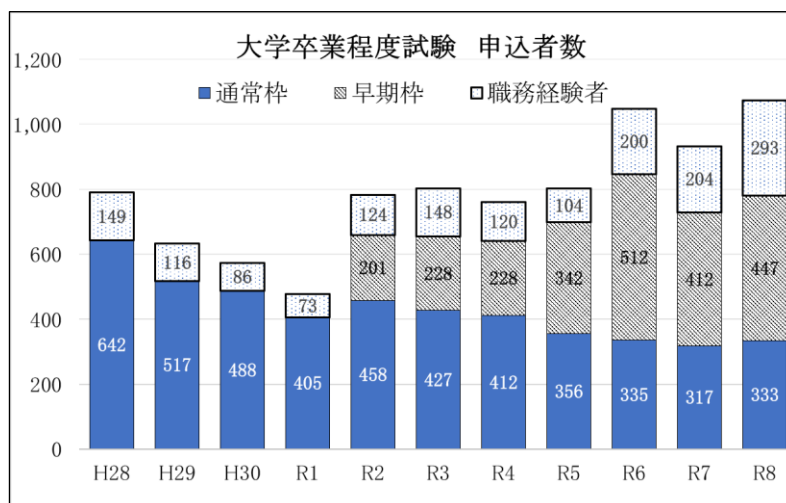
1 県行政を支える人材の確保

本県における人材確保の状況は極めて深刻であり、行政職の最終競争倍率は3年連続で2倍を下回っている。加えて、技術系の一部の職種では採用予定数を充足できず、必要数を採用できない事態が現に発生している。こうした状況は、職員一人当たりの業務量の増加など職員に多大な負担を生じさせるとともに、組織の年齢構成の偏在や専門性の継承・維持に支障を来し、将来的な業務遂行体制の弱体化、ひいては、県民サービスの質・継続性に影響を及ぼすこととなり、看過できない事態である。

行政を安定的に運営し、県民サービスを将来にわたり着実に継続・向上させるためには、基盤となる職員の確保を最優先課題として位置付け、志望者層の拡大・確保に向けた取組を、従来以上のスピード感と実効性をもって推進しなければならない。

これまでも本委員会は、早期型試験の実施や職務経験者試験への基礎能力試験（S P I）の導入に加え、大学３年生が受験できる秋季枠試験を創設し、志願者の利便性向上や就職活動の早期化へ対応するとともに、若手職員による出身大学での説明会開催等により公務の魅力発信に取り組んできた。

近年は、人材の流動化が進んでおり、キャリアアップや自己成長を目的に転職する人も増加している。今後は、こうした時流を捉え、職務経験者採用試験の拡充に加え、本県に在職経験のある即戦力人材を確保するカムバック採用を行うとともに、任命権者との連携を一層強化し、インターンシップやリクルート活動、ＳＮＳの活用による公務の魅力発信等を一体的に進め、行政運営の基盤となる人材の確保を積極的に進めていく。



2 働きがいを実感できる環境づくり

(1) 能力・実績に基づく人事管理

職員の士気を高め、組織活力や公務能率の維持・向上、さらには職場の魅力向上等を図るためには、職員の能力・実績を的確に把握・評価し、任用や給与等に適切に反映することが重要である。

本県では、全ての任命権者において人事評価制度が運用されているが、この制度が、職員の自己成長に大きく寄与するとともに、公正で納得性の高いものとして定着するよう、運用状況の把握・検証・見直し等を継続的に行い、能力・実績に基づく人事管理を一層推進する必要がある。

また、職員の意欲や能力を最大限に引き出すためには、長期的な人材育成や活力ある組織運営の観点に立ち、職員の希望や意向を十分に踏まえ、その強みや適性、専門性等を重視した上で、戦略的な人事配置等を行うことが重要であり、これにより職員の離職防止、ひいては公務の魅力向上にもつながるものとする。

例えば、特定の行政分野や特定の地域でのエキスパートの育成に資する人事異動の在り方や、キャリア形成等に資する人事ローテーションのサイクルの多様化などの取組を検討する必要がある。

なお、人事院は、本年の報告において、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度の構築に向け、本府省幹部職員等について、職務・職責をより重視した給与体系、能力・実績に応じた人事運用のさらなる徹底、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入等の取組を進めることとしており、本県においても、こうした国の動向を注視していく必要がある。

また、昨年、人事院が報告し、国が令和8年4月から実施した在級期間制度の廃止については、他の都道府県の動向等を踏まえ検討を進める必要がある。

(2) 職員のニーズや社会情勢等を踏まえた人材の育成

県行政を担う職員はかけがえのない人的資本であり、職員が持つ能力や知識、経験を資本として捉え、それらを活かすことが組織の価値を高めていくことにつながる。その育成に当たっては、主に若手職員でのキャリア形成への関心の高まりや高齢層職員のモチベーションの維持など、職員のニーズや意識の変化を踏まえ、職員

が自律的・主体的かつ継続的に学習し、自己啓発できる環境を整えていくことが不可欠である。

また、D XやG Xの進展など社会情勢の急速な変化に伴い行政が果たすべき役割は大きく変化する中、職員に求められる能力や資質の多様化・高度化にしっかりと応えていくことも重要である。こうしたことから、新たに生じる政策課題や一層複雑化する行政課題に的確に対応できるよう、多様な研修を充実していく必要がある。

特に、本県では、「やまぐちデジタル改革基本方針」に基づき、県政のあらゆる分野でデジタルの実装が進められており、行政サービスの向上や業務改革の推進に向けて、全ての職員におけるデジタル技術の底上げや、職位に応じたデジタル技術の習得が可能となるよう、効果的・計画的な研修の実施により、デジタル人材の育成を進める必要がある。

(3) 多様な職員の活躍促進

県行政のあらゆる分野において、職員が持てる力を存分に発揮し、誰もが意欲的に業務に取り組むことができるような環境の整備が求められる。

まず、令和5年度から施行された定年の65歳への段階的引上げに伴い、任命権者においては、それぞれの職員が、60歳以後の職務や処遇について理解し、希望する働き方を選択できるよう、対象職員への情報提供や意思確認を的確に行うことはもとより、60歳を超える職員が、その多様な知識や経験を発揮できる人事管理や、モチベーションを維持できる環境整備などを進めていく必要がある。

次に、女性職員が、その能力や適性を十分に発揮できる環境づくりは、組織の活性化の観点からも重要である。今後も、人材の確保・育成や勤務環境の整備、仕事と生活の両立支援の充実を図りながら、女性職員が活躍できる環境整備を進めていく必要がある。

あわせて、障害のある人が働きやすい環境を整備することは、誰もが仕事を通して社会参加できる共生社会の実現につながるものであり、県が率先して取り組むことが重要である。任命権者においては、継続した雇用と定着の促進を図りながら、障害のある職員の特性や希望等を踏まえた職務の選定、職域の拡大など、その能力を十分に発揮できる環境整備を着実に進めていく必要がある。

3 働きやすい勤務環境の整備

(1) 多様で柔軟な働き方の実現

育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が安心して職務に取り組み、あわせて組織の生産性と活力を高めるためには、個人の事情に配慮した多様で柔軟な働き方を実現することが重要である。

本県では、これまで、育児・介護に関する休暇・休業の拡充や男性職員の育児休業取得の促進など様々な育児・介護と仕事の両立支援制度のほか、職員が出退勤時間を選択できる時差出勤や、育児・介護を行う職員を対象としたフレックスタイム制等をはじめ、多様で柔軟な働き方に資する制度の整備に取り組んできた。

任命権者においては、職員がこれらの制度を十分に利用できるよう、制度の周知徹底や管理職を含めた全職員の意識醸成、必要な代替職員の確保や事務分担の見直し等に取り組むとともに、引き続き、フレックスタイム制の拡充など、多様な働き方の選択を可能とするための取組を検討する必要がある。

なお、本年の人事院報告では、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、休暇の取得事由を問わない無給休暇の新設、代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする見直し、フレックスタイム制のさらなる柔軟化を実施することとしている。

今後、こうした国の動向等も踏まえながら、多様で柔軟な働き方が容易に選択できる環境の整備を進める必要がある。

(2) 長時間労働の是正等

長時間労働は、職員の心身の健康や業務効率、さらには仕事と生活の両立に大きな影響があるのみならず、その常態化は、公務職場の魅力の低下につながることから、その是正に向け、全庁的に取り組んでいく必要がある。

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減については、これまでも様々な取組が進められているが、職員1人当たりの平均時間外勤務時間や教員1人当たりの平均時間外在校等時間は、依然として高い水準にある。任命権者においては、それぞれが掲げた数値目標を単

に目標にとどめることなく確実に実現するため、引き続き、時間外勤務の要因を徹底的に把握した上で、事務事業の抜本的な見直しや生成ＡＩをはじめとしたデジタル技術の活用等による業務の効率化を加速させるなど、より実効性のある取組を推進するとともに、業務量に見合う適切な人員配置や必要な人員の確保を確実に進める必要がある。

また、職員一人ひとりが、自らの働き方を改めて点検し、計画的かつ効率的な業務処理を徹底することが不可欠である。特に、管理職員においては、職員の勤務実態を適切に把握するとともに、業務の進行管理等を確実に行之、時間外勤務の発生を未然に防ぐ観点から職場内マネジメントを一層強化する必要がある。

職員１人当たりの年間の時間外勤務

区 分	１人当たり平均（時間／年・人）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
知 事 部 局	180. 6	187. 5	141. 0	134. 9	131. 4
教育委員会事務局	280. 8	279. 2	279. 3	255. 8	242. 0
警 察 本 部	175. 2	177. 0	181. 8	185. 5	193. 3

イ 学校における働き方改革

学校現場においては、教員の長時間勤務や多忙化が深刻な課題となっており、早急な対策が必要である。このため、教育委員会は、「学校における働き方改革加速化プラン【第３期】」において、時間外在校等時間の上限方針の遵守を目標として掲げた上で、適正な勤務時間の管理等による業務の見直し・適正化、ＩＣＴの活用促進等による校務の効率化、部活動指導員の配置等による勤務体制等の改善、部活動改革の推進等による学校・家庭・地域の連携・協働を４つの柱として取組を進めている。

これらの取組により、教員の時間外在校等時間については、一定の改善が見られるものの、依然として多くの教員が時間外在校等時間の上限である月４５時間を超えて勤務している。

教員が授業や児童・生徒と向き合う時間を十分に確保し、やりがいを持って教育

活動に専念できる環境を整備することは、学校現場における人材の確保と定着にも資することから、引き続き学校における働き方改革を着実に進める必要がある。

教員 1 人当たりの 1 か月の平均時間外在校等時間（時間／月・人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小 学 校	39. 1	38. 4	37. 0	35. 0	33. 5
中 学 校	48. 2	47. 0	44. 5	41. 7	39. 2
県 立 学 校	33. 1	33. 0	32. 4	32. 1	31. 2

時間外在校等時間が 1 か月当たり 45 時間を超えた教員の割合（％）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小 学 校	38. 0	36. 1	33. 3	30. 8	27. 2
中 学 校	50. 0	49. 1	44. 5	41. 4	37. 7
県 立 学 校	24. 8	24. 7	24. 8	24. 7	23. 8

ウ 年次有給休暇等の取得促進

年次有給休暇をはじめとする各種休暇・休業の取得は、総実労働時間の短縮を図り、職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも重要である。

さらなる年次有給休暇等の取得促進に向け、特に管理職員は、自らの率先した取得、業務の繁閑や職員の意向を踏まえた計画的な取得への配慮など、休暇を取得しやすい雰囲気醸成や職場環境づくりを進める必要がある。

職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数

区 分	1 人当たり平均（日／年・人）				
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
知 事 部 局	14. 4	14. 1	15. 7	15. 8	15. 7
教育委員会	10. 8	11. 6	12. 6	12. 5	11. 8
警 察 本 部	15. 1	14. 1	15. 6	15. 0	16. 0

(3) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康な状態で職務に従事することは、本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

ア 身体健康管理対策

職員の健康増進のためには、病気の予防や早期発見、早期治療等につながる取組が重要であり、任命権者においては、定期健康診断など様々な取組を実施しているところである。定年引上げに伴い、高齢層職員の割合が高まることも踏まえ、要精密検査者への早期受診の徹底や、特定保健指導対象者の生活習慣の改善等をさらに進める必要がある。

イ メンタルヘルス対策

近年、職員の長期病休者に占める精神疾患を原因とする者の割合が増加を続け、2年連続で6割に迫るなど、極めて深刻な状況にある。この傾向を看過すれば、職員本人の健康被害が長期化するのみならず、職場全体の士気が下がることで組織の活力も損なわれるなど重大な影響を招きかねない。任命権者においては、メンタルヘルス不調の発生を「個人の問題」ではなく「組織としてのリスク」として捉え、ストレスチェックの活用などによる未然防止、産業医等の指導・助言による早期の発見や対応、円滑な職場復帰、再発防止に至るまでの総合的な対策に徹底して取り組まなければならない。特に、管理職員は、特定の職員に業務が集中しないよう適切に業務量の配分を行うとともに、職員の健康状況等の把握や職場のストレス要因の軽減・除去について、より主体的に取り組むことが重要である。

長期病休者の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長期病休者 a	362人	342人	362人	381人	382人
うち精神疾患によるもの b	183人	180人	183人	218人	219人
割 合 (b/a)	50.6%	52.6%	50.6%	57.2%	57.3%

ウ 長時間労働による健康管理対策

やむを得ず長時間労働に従事した職員については、疲労の蓄積や心身の健康への影響が懸念されることから、任命権者においては、時間外勤務の縮減の取組と併せ、医師による面接指導等を的確に実施していく必要がある。

また、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康の維持のために不可欠であることから、任命権者においては、勤務間のインターバルが確保できるような環境整備を進める必要がある。

本委員会は労働基準監督機関として、職員の過重労働防止に向け、所管する事業所に対し、監督指導に努めていく。

(4) ハラスメント防止対策

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなどについては、職員に大きなストレスを与え、心身の健康を害する要因となり、職場の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、必要な人材の流出につながる可能性がある。

このため、任命権者においては、「パワー・ハラスメントの防止及び解決に関する指針」等に基づき、ハラスメントが起こらず、仮に起きた場合には、迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに向けて積極的に取組を進めているが、依然としてハラスメントに関する事案が見られ、根絶に至っていない。

ハラスメントについては、職員個人の尊厳や人格を傷つける絶対に許されない行為であり、全ての職員に、ハラスメントに対する正しい認識や、ハラスメントをしてはならないという自覚を徹底するため、任命権者においては、職員に対する指針の周知や研修を通じた意識啓発など、あらゆるハラスメントのない職場づくりに向け

た取組を一層進める必要がある。

また、近年、社会全体で関心が高まっているカスタマー・ハラスメントは、職場の公務能率や士気の低下を招くなど、組織運営に深刻な影響を及ぼすものであり、任命権者においては、昨年度、職員がカスタマー・ハラスメントに対して適切に対応するための指針を作成した。今後、職員が安心して業務に専念できる職場環境が確保されるよう、指針に沿って実効性のある取組を進める必要がある。

加えて、県職員志望者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、採用活動等における禁止事項や相談窓口等を定め、任命権者にも周知したところであり、県職員志望者等の尊厳や人格を守りつつ、さらなる人材確保の取組に繋げていく。

4 公務員倫理の徹底

職員の非行により、県民の信頼を損なう不祥事が依然として後を絶たず、公務員倫理の確立が強く求められている。また、職員の非行は当該職員個人の問題にとどまらず、職場全体の士気を低下させ、組織としての一体感や業務遂行力にも悪影響を及ぼすこととなる。

職員一人ひとりが、不祥事を他人事ではなく自らの問題として受け止め、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修など、不祥事の根絶に向け、実効性のある取組を一層進める必要がある。

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与及び民間事業従事者の給与（以下「民間給与」という。）、生計費その他の職員の給与を決定する諸条件について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「令和8年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用を受け、本委員会が給与勧告の対象としている職員（以下「職員」という。）の総数は17,642人であって、これらの職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行った行政職給料表の適用者4,438人の平均給与月額[※]は373,055円であり、その平均年齢は41.8歳となっている。また、警察官、教員等を含めた職員全体の平均給与月額は399,253円である。

※ 「平均給与月額」は、定年の引上げに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第3項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第3項により給料月額が決定される職員を除いて算出。以下同じ。

2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の459の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した129の事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種5,086人及び研究員、医師等の54職種1,188人について、本年4月分として支払われ

た給与月額等を調査するとともに、民間事業所における特別給等の支給状況や、給与改定及び住居手当の支給の状況等について調査を行った。

3 民間との給与の比較

(1) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレ方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を11,634円（3.06%）下回っている。

民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)－(B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
392,089円	380,455円	11,634円 (3.06%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである（ラスパイレ方式）。
- 2 民間にあつては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあつては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。
- 3 民間給与は、決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）を合計した額である。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給及びその月の平均所定内給与は、次表に示すとおりであつて、特別給の支給額は、平均所定内給与月額の4.70月分に相当しており、職員の特別給の年間の平均

支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

特別給の支給額	下半期 (A1)	886,661 円
	上半期 (A2)	898,488 円
平均所定内給与月額	下半期 (B1)	372,244 円
	上半期 (B2)	387,637 円
特別給の支給割合	下半期 (A1/B1)	2.38 月分
	上半期 (A2/B2)	2.32 月分
	年間計	4.70 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員との給料の比較

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と国の行政職俸給表(一)適用者の給料の月額を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときのラスパイレス指数は99.5となっている。

本県のラスパイレス指数の推移

年	令和5年	令和6年	令和7年
ラスパイレス指数	99.1	99.3	99.5

都道府県のラスパイレス指数の状況（令和7年）

ラスパイレス指数	99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団体数	10	20	15	2

備考 都道府県のラスパイレス指数の平均は99.7となっている。

5 物価及び生計費の状況

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で1.4%、山口市で0.8%それぞれ上昇している。

また、本委員会が、総務省による家計調査を基礎として算定した山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月において、それぞれ182,754円、199,094円及び215,422円となっている。

6 人事院の報告及び勧告の内容

人事院は、本年8月、月例給について国家公務員給与が民間給与を15,056円(3.51%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、俸給月額を引き上げる勧告を行い、初任給は、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、一般職試験、総合職試験ともに9,500円引き上げた。

また、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る改定を行った。

さらに、行政職俸給表(一)が適用される定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の8割以上を占める係長級職員の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の係長級の水準に見合ったものとなるよう、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行った。また、他の役職段階についても係長級の改定率を踏まえた改定を行った。

民間事業所で支払われた特別給については、所定内給与月額の4.72月分に相当し、国家公務員の特別給の支給割合(4.65月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っていることから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引き上げる勧告を行った。

また、転居に関する手当の新設、これに伴う単身赴任手当の加算額の廃止及び広域異動手当の支給割合の引上げ等を内容とする勧告を行った。

人事院の給与勧告等の概要については、53ページ及び54ページのとおりであります。

7 給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、職員と民間との給与、国家公務員との給料等の比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

(1) 給料表

本年4月時点で、職員給与と民間給与を比較した結果、前述のとおり、職員給与が民間給与を11,634円(3.06%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表について、所要の改定を行う必要がある。

初任給は、民間の動向や人材の確保等の観点を踏まえ、大学卒業程度、高校卒業程度ともに9,600円引き上げる。

また、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る引上げを行う必要がある。

定年前再任用短時間勤務職員については、国に準じて近年の改定率を上回る改定を行う必要がある。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

(7) 支給月数

職員の特別給の年間の平均支給月数が民間事業者の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。このため、昨年8月から本年7月までの民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げる必要がある。支給割合の引上げ分は、人事院勧告の内容に準じて、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、所要の引上げを行う必要がある。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

勤勉手当は人事評価の結果に応じて成績率を決定し、それに基づく額を支給する手当である。

国においてその支給は、各府省に所属する職員の区分ごとに、職員数に基づき算定される法定の支給総額の範囲内で行う必要がある。多くの府省において、特定任期付職員は少数であることから、特定任期付職員の区分の支給総額の範囲内では、特に高い業績を挙げた特定任期付職員であっても、高い成績率を適用することが困難な状況にある。

人事院は、これらの人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当については、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとする勧告を行った。

本県においても、特定任期付職員は少数であり、国と同様に、支給総額の範囲内では高い業績を挙げた職員に対して高い成績率を適用することが困難な状況にある。このため、国に準じて所要の見直しを行う必要がある。

イ 初任給調整手当

(7) 医師等に対する初任給調整手当

現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とし、医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

(イ) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、昨年、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置する勧告を行い、国において、当該手当は、第二種初任給調整手当として、本年4月に新設された。

本県においても、近年の地域別最低賃金の引上げ状況を踏まえ、昨年の人事院勧告の内容に準じて、第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

ウ 宿日直手当

人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

(3) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月から実施すること。ただし、(2)のアの(イ)及びイの(イ)については、令和9年4月から実施すること。

8 今後の課題

(1) 転居に関する手当

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっており、公務上必要な転勤を行う職員に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとしている。

現在、転居を伴う転勤を行った職員に対する経済的負担の軽減のための手当として、単身赴任手当がある。しかしながら、転居による経済的負担は、単身赴任か否かといった転勤の形態にかかわらず一定程度生ずるものであり、全ての職員に対してその軽減を行う必要があるとして、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設する勧告を行った。

本県においても、同様の状況であるため、公務上必要な転居を伴う転勤を行う職員の経済的負担の軽減を図るとともに、公務上必要な異動の円滑化に資するため、人事院勧告の内容に準じて転居に関する手当を新設し、あわせて単身赴任手当の加算額を廃止する必要がある。

ただし、地方公共団体が職員に支給できる手当は、地方自治法に規定される手当に限定されることから、国の動向等を注視し、その状況に応じ適切に対応することが必要である。

(2) 教育職員の給与

昨年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要となる措置について適切に対応す

るとともに、給与制度に関する国の動向や他の都道府県の状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当である。

(3) 会計年度任用職員の給与

人事院は、「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について（通知）」を改正し、任期が相当長期にわたる非常勤職員に対して扶養手当及び住居手当に相当する給与を支給するよう努めることと規定した。

本県においても、任期が相当長期にわたる会計年度任用職員の扶養手当及び住居手当の支給について、他の都道府県の動向を踏まえ、検討を行う必要がある。

(4) 在級期間に係る制度の廃止

人事院は、昇格前の級に一定期間在級することを求める制度を廃止したところであり、本県においても、能力・実績に基づく人事管理の推進の観点を踏まえ、他の都道府県の動向等を勘案しつつ、在級期間に係る制度の廃止について、検討を進める必要がある。

(5) 60歳前後の職員の給与水準

人事院は、民間企業の状況を踏まえ、公務においても、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指していく必要があり、また、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要であるとし、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していくとしている。

本県においても、こうした国の検討状況を注視していく必要がある。

9 給与勧告制度の意義と役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準と民間及び国家公務員等の給

与水準との均衡を図ることにより、職員の適正な給与を確保する機能を有するものである。

こうした職員給与の決定方法は、長年の経緯を経て定着しており、職員を取り巻く諸情勢が変化することにあっても、適正な給与水準を保障し、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものであり、また、県民の理解と信頼を得る上でも重要であると考えている。

職員の給与に関する勧告

別紙第2の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとることを勧告する。

1 給料表

月例給（行政職）を3.06%引き上げるよう、現行の行政職給料表を別記第1(1)のとおり改定すること。

なお、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に別記第1(2)から(6)、別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 期末手当及び勤勉手当

ア イ、ウ及びエ以外の職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.075月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.275月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.625月分）とすること。

ウ 任期付研究員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

エ 特定任期付職員

(7) 支給月数

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

(4) 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(2) 初任給調整手当

ア 第一種初任給調整手当

現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とし、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を418,600円とすること。

イ 第二種初任給調整手当

(7) 第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び職員

の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第1項の勤務時間を考慮して1時間当たりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ア)の職員の属する職務の等級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)のエの(イ)及び(2)のイについては、令和9年4月1日から実施すること。

別記第1

(1) 行政職給料表

職員の区分	職務等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,100	253,700	288,800	323,500	347,500	382,800	438,100	491,000	546,400
	2	208,200	255,100	289,800	325,000	349,400	384,500	440,000	496,300	553,200
	3	209,400	256,500	290,800	326,500	351,200	386,200	441,900	501,300	558,300
	4	210,500	257,900	291,800	327,900	353,000	387,800	443,700	505,900	562,600
	5	211,600	259,300	292,800	329,400	354,700	389,400	445,700	509,900	566,000
	6	213,300	260,700	293,800	330,500	356,500	391,200	447,500	513,400	569,200
	7	214,900	262,100	294,800	331,600	358,300	392,700	449,300	516,300	572,200
	8	216,500	263,500	295,800	332,800	359,900	394,300	451,100	518,800	574,700
	9	218,100	264,900	296,800	334,100	361,600	395,600	452,700	520,800	576,700
	10	219,800	266,100	297,800	335,700	363,300	397,300	454,200		
	11	221,400	267,500	298,800	337,400	365,000	398,900	455,700		
	12	223,000	268,800	299,900	339,000	366,700	400,400	457,300		
	13	224,500	270,000	300,900	340,600	368,200	402,300	458,800		
	14	226,200	271,200	302,200	342,200	369,800	404,200	460,100		
	15	227,900	272,400	303,500	343,900	371,400	406,100	461,400		
	16	229,600	273,600	304,700	345,500	372,900	408,000	462,600		
	17	230,900	274,700	306,100	347,000	374,200	409,500	463,800		
	18	232,500	275,800	307,400	348,800	375,900	411,300	465,200		
	19	234,100	277,000	308,700	350,500	377,500	413,100	466,500		
	20	235,600	278,100	309,900	352,100	379,100	414,700	467,700		
	21	237,100	279,200	311,000	353,500	380,300	416,400	468,900		
	22	238,700	280,000	312,200	355,200	381,800	417,800	469,700		
	23	240,400	281,000	313,500	356,900	383,300	419,200	470,500		
	24	242,000	282,100	314,800	358,600	384,800	420,600	471,300		
	25	243,600	283,100	316,100	359,800	386,600	421,900	471,900		
	26	245,300	283,900	317,200	361,700	388,400	423,100	472,500		
	27	246,600	284,800	318,300	363,400	390,000	424,300	473,100		
	28	247,900	285,700	319,300	365,000	391,700	425,300	473,700		
	29	249,200	286,500	320,500	366,500	393,100	426,400	474,400		
	30	250,400	287,300	321,700	368,100	394,400	427,600	475,200		
	31	251,500	288,200	322,900	369,700	395,800	428,800	475,600		
	32	252,700	289,000	324,100	371,300	397,200	429,900	476,300		
	33	253,600	289,700	325,300	373,000	398,300	430,600	476,800		
	34	254,700	290,500	326,600	374,800	399,200	431,300	477,200		
	35	255,600	291,300	328,000	376,600	400,200	432,000	477,600		
	36	256,600	292,000	329,400	378,400	401,300	432,700	478,000		
	37	257,600	292,700	330,700	379,900	402,100	433,200	478,400		
	38	258,500	293,400	332,000	381,300	403,000	433,800	478,800		
	39	259,400	294,100	333,300	382,700	403,900	434,300	479,100		
	40	260,200	294,900	334,600	384,200	404,700	434,700	479,400		

短時間勤務職員以外の職員	41	261,000	295,600	336,000	385,700	405,500	435,100	479,700		
	42	261,600	296,400	337,300	386,500	406,100	435,300	480,000		
	43	262,200	297,100	338,400	387,500	406,900	435,600	480,300		
	44	262,800	297,800	339,500	388,500	407,700	435,900	480,600		
	45	263,400	298,500	340,400	389,400	408,400	436,200	480,900		
	46	264,000	299,200	341,600	390,500	409,100	436,500			
	47	264,600	299,900	342,900	391,400	409,800	436,800			
	48	265,200	300,500	344,200	392,400	410,500	437,100			
	49	265,700	301,200	345,300	393,300	411,000	437,300			
	50	266,300	301,900	346,500	394,000	411,600	437,600			
	51	266,900	302,600	347,700	394,700	412,200	437,900			
	52	267,400	303,300	348,900	395,300	412,900	438,200			
	53	267,800	303,900	350,200	395,700	413,300	438,400			
	54	268,200	304,500	351,300	396,300	413,900	438,700			
	55	268,500	305,100	352,400	396,900	414,500	439,000			
	56	268,800	305,800	353,500	397,600	415,100	439,300			
	57	269,100	306,500	354,200	397,900	415,500	439,500			
	58	269,400	307,100	355,100	398,600	416,000	439,800			
	59	269,700	307,700	355,800	399,300	416,600	440,100			
	60	270,000	308,500	356,600	399,900	417,200	440,300			
	61	270,300	309,100	357,400	400,200	417,600	440,500			
	62	270,600	309,600	357,800	400,700	418,100	440,800			
	63	270,900	310,100	358,300	401,400	418,600	441,100			
	64	271,200	310,500	359,000	402,000	419,100	441,300			
	65	271,500	311,000	359,800	402,300	419,300	441,500			
	66	271,800	311,500	360,500	402,900	419,700	441,800			
	67	272,100	311,900	361,200	403,600	420,100	442,100			
	68	272,400	312,400	361,800	404,200	420,400	442,300			
	69	272,700	312,800	362,300	404,600	420,700	442,500			
	70	273,000	313,300	362,900	405,100	421,000	442,800			
	71	273,300	313,700	363,400	405,700	421,300	443,100			
	72	273,700	314,200	364,000	406,200	421,600	443,300			
	73	274,000	314,700	364,300	406,700	421,800	443,500			
	74	274,300	315,100	364,800	407,300	422,100				
	75	274,600	315,400	365,200	407,800	422,400				
	76	274,900	315,700	365,600	408,100	422,600				
	77	275,200	315,900	366,000	408,500	422,800				
	78	275,500	316,200	366,500	409,000	423,100				
	79	275,800	316,400	367,000	409,400	423,400				
	80	276,100	316,700	367,500	409,800	423,600				
	81	276,400	316,900	367,800	410,200	423,800				
	82	276,700	317,100	368,200	410,700	424,100				
	83	277,000	317,400	368,600	411,100	424,400				
	84	277,300	317,600	369,000	411,500	424,600				

	85	277,600	317,900	369,300	411,900	424,800				
	86	277,900	318,100	369,700						
	87	278,200	318,400	370,100						
	88	278,500	318,700	370,500						
	89	278,800	319,000	370,700						
	90	279,100	319,300	371,100						
	91	279,300	319,600	371,500						
	92	279,600	319,900	371,900						
	93	279,900	320,100	372,100						
	94		320,300	372,400						
	95		320,600	372,800						
	96		321,000	373,100						
	97		321,200	373,400						
	98		321,500	373,800						
	99		321,800	374,200						
	100		322,200	374,600						
	101		322,400	375,100						
	102		322,700	375,500						
	103		323,000	375,900						
	104		323,300	376,300						
	105		323,500	376,800						
	106		323,800	377,200						
	107		324,100	377,500						
	108		324,400	377,800						
	109		324,600	378,300						
	110		324,900							
	111		325,300							
	112		325,600							
	113		325,800							
	114		326,000							
	115		326,300							
	116		326,700							
	117		326,900							
	118		327,100							
	119		327,400							
	120		327,700							
	121		328,100							
	122		328,300							
	123		328,500							
	124		328,700							
	125		329,000							
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		220,700	249,800	295,000	317,600	334,500	362,600	408,900	446,300	504,000

(注) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例にあつては、7級、8級及び9級を除く。

(2) 公安職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	238,400	259,800	283,100	322,300	359,300	381,900	414,100	451,100	499,300
	2	240,900	262,000	285,000	323,300	360,800	383,700	415,800	452,700	505,300
	3	243,400	264,200	287,100	324,200	362,300	385,500	417,400	454,200	510,300
	4	245,800	266,500	289,200	325,100	363,800	387,200	419,100	455,800	514,500
	5	248,100	268,700	291,300	325,700	365,300	388,800	420,700	457,300	518,500
	6	250,500	270,700	292,600	326,400	366,800	390,500	422,300	458,900	522,000
	7	252,900	272,700	293,900	327,100	368,200	392,200	423,900	460,300	524,900
	8	255,200	274,500	295,200	327,800	369,600	393,800	425,500	461,700	527,400
	9	257,400	276,300	296,500	328,400	371,000	395,300	427,000	462,800	529,600
	10	259,500	278,100	297,800	329,100	372,700	397,000	428,600	464,200	
	11	261,600	279,800	299,000	329,800	374,400	398,600	430,200	465,700	
	12	263,600	281,200	300,200	330,400	376,000	400,200	431,900	467,300	
	13	265,500	282,700	301,400	331,100	377,400	401,800	433,400	468,600	
	14	267,600	284,500	302,400	331,800	379,000	403,400	435,400	470,300	
	15	269,600	285,800	303,500	332,400	380,600	405,000	437,400	471,900	
	16	271,200	287,200	304,900	333,200	382,100	406,700	439,400	473,500	
	17	272,800	288,600	306,000	333,900	383,700	408,300	440,900	474,900	
	18	274,300	289,900	307,100	334,700	385,400	409,900	442,600	476,600	
	19	275,800	291,100	308,200	335,700	387,000	411,500	444,200	478,300	
	20	277,300	292,200	309,300	336,500	388,500	413,100	445,900	479,900	
	21	278,800	293,500	310,500	337,400	390,000	414,600	447,600	481,300	
	22	280,400	294,600	311,100	338,700	391,600	416,200	449,100	482,000	
	23	281,900	295,800	311,600	340,000	393,200	417,900	450,600	482,700	
	24	283,400	296,900	312,200	341,300	394,800	419,600	452,000	483,400	
	25	284,900	298,200	312,600	342,600	396,200	421,300	453,200	483,800	
	26	286,100	299,500	313,200	344,100	398,000	423,300	454,700	484,400	
	27	287,300	300,700	313,700	345,500	399,600	425,200	456,200	485,000	
	28	288,500	301,900	314,200	346,500	401,200	427,100	457,600	485,600	
	29	289,700	302,900	314,700	347,400	402,800	428,800	459,100	486,200	
	30	290,900	303,900	315,300	348,700	404,400	430,200	460,400	486,900	
	31	292,000	305,000	315,800	349,900	406,000	431,500	461,600	487,400	
	32	293,100	306,000	316,300	351,100	407,700	432,800	462,800	487,900	
	33	294,400	307,200	316,800	352,200	409,400	433,800	463,800	488,400	
	34	295,700	307,800	317,400	353,500	411,400	434,900	464,500	488,700	
	35	296,900	308,400	317,800	354,700	413,400	435,900	465,300	489,000	
	36	298,200	309,000	318,200	355,800	415,400	436,900	466,000	489,400	
	37	299,100	309,400	318,700	356,900	417,100	438,000	466,500	489,700	
	38	300,100	310,000	319,300	358,100	418,800	439,200	466,900	489,900	
	39	301,200	310,600	319,900	359,400	420,400	440,300	467,300	490,200	
	40	302,400	311,100	320,400	360,600	421,900	441,400	467,600	490,400	
	41	303,600	311,500	321,000	361,800	423,100	442,600	467,900	490,700	
	42	304,200	312,100	321,700	363,100	424,100	443,400	468,200	490,900	
	43	304,800	312,700	322,400	364,300	425,100	444,200	468,500	491,100	
	44	305,300	313,200	323,000	365,500	426,100	444,800	468,800	491,300	
	45	305,700	313,600	323,600	366,700	427,100	445,300	469,000	491,700	
	46	306,200	314,100	324,400	368,000	428,200	446,000	469,300		
	47	306,700	314,600	325,200	369,200	429,300	446,700	469,600		
	48	307,200	315,100	325,900	370,400	430,400	447,300	469,800		

短時間勤務職員以外の職員	49	307,600	315,700	326,700	371,700	431,700	448,000	470,100	
	50	308,100	316,200	327,800	373,100	432,500	448,400	470,400	
	51	308,600	316,800	328,800	374,300	433,300	449,000	470,700	
	52	309,100	317,300	329,800	375,600	433,900	449,600	471,000	
	53	309,600	317,900	330,900	376,500	434,400	450,000	471,200	
	54	310,200	318,500	332,000	377,800	435,100	450,400	471,500	
	55	310,600	319,200	333,000	379,000	435,800	450,900	471,800	
	56	311,000	319,800	334,000	380,200	436,500	451,400	472,100	
	57	311,500	320,400	335,100	381,300	436,800	451,900	472,300	
	58	312,000	321,200	336,200	382,600	437,500	452,400	472,600	
	59	312,500	322,000	337,300	384,000	438,200	452,800	472,900	
	60	312,900	322,700	338,400	385,400	438,700	453,200	473,100	
	61	313,400	323,500	339,400	386,700	439,100	453,600	473,300	
	62	313,800	324,300	340,600	388,200	439,500	453,900	473,600	
	63	314,300	325,100	341,700	389,700	440,000	454,200	473,900	
	64	314,800	326,000	342,800	391,300	440,500	454,500	474,200	
	65	315,300	326,800	343,800	392,500	441,100	454,700	474,400	
	66	315,800	327,700	344,900	393,900	441,400	455,000	474,700	
	67	316,200	328,500	346,000	395,200	441,900	455,300	475,000	
	68	316,600	329,300	347,200	396,600	442,400	455,500	475,300	
	69	317,100	330,200	348,200	397,700	443,000	455,700	475,500	
	70	317,500	331,100	349,300	398,900	443,400	456,000	475,800	
	71	317,900	332,000	350,600	400,100	444,000	456,300	476,100	
	72	318,400	332,900	351,800	401,300	444,500	456,500	476,400	
	73	318,900	333,600	352,500	402,600	444,900	456,700	476,500	
	74	319,400	334,500	353,800	403,800	445,500	457,000		
	75	320,000	335,400	355,100	405,000	445,900	457,300		
	76	320,400	336,200	356,400	406,100	446,100	457,500		
	77	320,900	336,900	357,800	407,300	446,400	457,700		
	78	321,400	337,800	359,200	408,500	446,900	458,000		
	79	322,000	338,700	360,600	409,600	447,200	458,300		
	80	322,600	339,800	362,000	410,800	447,500	458,500		
	81	323,100	340,700	363,300	411,900	447,800	458,700		
	82	323,700	341,600	364,900	412,500	448,200	459,000		
	83	324,400	342,500	366,400	413,000	448,600	459,300		
	84	325,000	343,500	368,000	413,500	449,000	459,500		
	85	325,600	344,400	369,400	414,200	449,300	459,700		
	86	326,300	345,400	370,900	414,700				
	87	327,000	346,400	372,400	415,300				
	88	327,700	347,400	373,800	415,900				
	89	328,400	348,200	375,100	416,200				
	90	329,000	349,700	376,300	416,600				
	91	329,700	350,900	377,600	417,200				
	92	330,400	352,100	378,900	417,700				
	93	330,900	353,200	380,200	418,200				
	94	331,600	354,500	381,700	418,500				
	95	332,500	355,700	383,200	419,000				
	96	333,300	357,000	384,600	419,500				
	97	334,000	358,200	385,900	419,900				
	98	334,800	359,500	387,100	420,400				
	99	335,600	360,800	388,200	420,900				
	100	336,400	362,000	389,400	421,300				

	101	337,300	363,400	390,500	421,600					
	102	338,300	364,300	391,600	422,000					
	103	339,300	365,300	392,700	422,500					
	104	340,200	366,400	393,900	422,800					
	105	341,000	367,500	395,100	423,100					
	106	341,600	368,600	395,600	423,600					
	107	342,200	369,600	396,200	424,100					
	108	342,900	370,600	396,800	424,600					
	109	343,400	371,800	397,400	424,900					
	110	343,900	372,800	397,900	425,400					
	111	344,300	373,800	398,300	425,900					
	112	344,800	374,700	398,800	426,400					
	113	345,600	375,600	399,200	426,700					
	114	346,200	376,600	399,600	427,200					
	115	346,900	377,500	400,100	427,700					
	116	347,500	378,500	400,600	428,200					
	117	348,100	379,500	401,000	428,600					
	118	348,800	379,900	401,500	429,100					
	119	349,500	380,500	402,100	429,500					
	120	350,300	381,100	402,600	430,000					
	121	350,900	381,400	402,800	430,400					
	122	351,200	381,800	403,300						
	123	351,700	382,200	403,800						
	124	352,200	382,600	404,200						
	125	352,400	383,000	404,800						
	126		383,400	405,200						
	127		383,800	405,700						
	128		384,200	406,200						
	129		384,600	406,500						
	130		385,000	407,000						
	131		385,400	407,500						
	132		385,800	408,100						
	133		386,000	408,400						
	134		386,500	408,900						
	135		386,900	409,300						
	136		387,200	409,700						
	137		387,500	410,000						
	138		387,900	410,500						
	139		388,400	411,000						
	140		388,900	411,500						
	141		389,200	411,800						
	142		389,700							
	143		390,200							
	144		390,700							
	145		390,900							
短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 279,700	円 292,800	円 297,800	円 333,400	円 352,400	円 368,200	円 394,100	円 433,200	円 468,900

(3) 海事職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	246,200	305,600	348,200	396,700	441,700	496,800
	2	249,700	307,300	349,300	398,400	443,900	498,600
	3	253,100	309,000	350,600	400,200	446,000	500,400
	4	256,500	310,700	351,600	401,700	448,100	502,200
	5	259,800	312,400	352,600	403,300	450,100	504,000
	6	263,000	313,900	354,000	405,000	451,600	505,800
	7	266,200	315,300	355,600	406,700	453,100	507,500
	8	269,300	316,900	357,200	408,400	454,500	509,000
	9	272,500	318,400	359,100	410,000	455,800	510,400
	10	275,400	319,700	360,700	411,500	457,100	511,600
	11	278,300	320,900	362,400	413,000	458,300	512,800
	12	281,200	322,200	364,000	414,500	459,500	513,700
	13	284,100	323,500	365,700	416,000	460,700	514,500
	14	287,000	324,800	367,300	417,500	461,800	515,500
	15	289,900	326,000	368,900	418,900	462,900	516,500
	16	292,600	327,400	370,500	420,400	464,000	517,400
	17	295,200	328,600	372,000	421,900	465,000	517,700
	18	296,500	329,700	372,900	423,500	466,000	518,600
	19	297,800	330,900	373,700	425,100	467,100	519,400
	20	299,200	332,000	374,400	426,700	468,200	520,300
	21	300,500	333,300	375,200	428,200	469,000	521,200
	22	301,500	334,100	376,000	429,700	469,800	522,100
	23	302,500	334,800	376,800	431,300	470,700	523,000
	24	303,500	335,500	377,500	432,700	471,500	523,900
	25	304,600	336,200	378,300	434,000	472,200	524,700
	26	305,200	336,900	379,000	435,300	473,100	525,400
	27	305,600	337,500	379,800	436,600	473,900	526,000
	28	306,000	338,100	380,600	437,800	474,500	526,600
	29	306,400	338,800	381,300	439,000	474,900	527,100
	30	306,800	339,400	382,000	439,900	475,400	527,600
	31	307,100	340,000	382,700	440,900	476,000	528,200
	32	307,400	340,600	383,400	441,900	476,400	528,800
	33	307,700	341,200	384,100	442,400	476,800	529,100
	34	308,000	341,800	384,700	443,200	477,100	529,600
	35	308,300	342,200	385,500	444,000	477,500	530,100
	36	308,600	342,700	386,200	444,800	477,900	530,600
	37	308,900	343,200	386,900	445,600	478,200	531,100
	38	309,200	343,700	387,600	446,500	478,700	531,700
	39	309,500	344,200	388,200	447,300	479,300	532,000
	40	309,800	344,500	388,900	448,100	479,900	532,600
	41	310,100	344,800	389,700	448,900	480,500	533,100
	42	310,300	345,100	390,400	449,700	481,200	
	43	310,600	345,400	391,100	450,300	481,800	
	44	310,900	345,700	391,700	450,700	482,400	
	45	311,200	346,000	392,400	450,900	482,700	
	46	311,400	346,300	393,200	451,300	483,300	
	47	311,700	346,600	394,000	451,500	483,900	
	48	312,000	346,900	394,700	451,800	484,500	
	49	312,300	347,200	395,500	452,100	484,900	
	50	312,600	347,500	396,500	452,300	485,200	
	51	312,900	347,800	397,100	452,600	485,500	
	52	313,100	348,100	397,700	453,000	485,700	

	53	313,300	348,400	398,200	453,300	485,900	
	54	313,600	348,700	398,900	453,800	486,100	
	55	313,900	349,000	399,600	454,300	486,400	
	56	314,100	349,200	400,200	454,800	486,700	
	57	314,300	349,500	400,500	455,400	486,900	
	58	314,600	349,800	400,800	456,000	487,200	
	59	314,900	350,100	401,100	456,500	487,500	
	60	315,100	350,300	401,400	457,000	487,700	
	61	315,300	350,500	401,600	457,600	487,900	
	62	315,600	350,800	401,900	458,100		
	63	315,900	351,100	402,200	458,600		
	64	316,100	351,300	402,500	459,200		
	65	316,300	351,500	402,700	459,700		
	66	316,500	351,800	402,900	460,300		
	67	316,700	352,100	403,200	460,800		
	68	317,000	352,300	403,500	461,400		
	69	317,300	352,500	403,800	461,900		
	70			404,000	462,300		
	71			404,300	463,000		
	72			404,600	463,600		
	73			404,900	463,900		
	74			405,300	464,400		
	75			405,700	465,000		
	76			406,100	465,500		
	77			406,500	465,900		
	78			406,900	466,400		
	79			407,400	467,100		
	80			407,900	467,800		
	81			408,300	468,000		
	82			408,700			
	83			409,100			
	84			409,600			
	85			410,100			
	86			410,600			
	87			411,100			
	88			411,600			
	89			411,900			
	90			412,300			
	91			412,600			
	92			413,000			
	93			413,500			
	94			413,800			
	95			414,300			
	96			414,700			
	97			415,300			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 256,700	円 289,900	円 323,200	円 369,700	円 401,300	円 453,400

(4) 研究職給料表

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,600	259,300	353,900	405,600	480,800
	2	208,700	263,600	355,900	407,000	491,100
	3	209,900	266,500	357,900	408,400	500,900
	4	211,000	269,200	359,900	409,800	510,900
	5	212,100	271,900	361,800	411,200	520,800
	6	214,300	273,600	363,900	412,600	530,900
	7	216,500	275,100	365,900	414,000	539,800
	8	218,600	276,700	367,800	415,400	547,700
	9	220,700	278,200	369,700	416,800	555,500
	10	222,800	280,200	371,300	418,300	562,700
	11	224,800	282,200	372,900	419,800	568,000
	12	226,800	284,100	374,600	421,200	572,600
	13	228,900	286,100	376,200	422,500	575,600
	14	230,800	288,300	377,300	424,000	577,600
	15	232,700	290,600	378,300	425,500	
	16	234,500	292,800	379,300	427,000	
	17	236,300	295,100	380,600	428,500	
	18	238,100	297,400	381,800	430,300	
	19	240,000	299,800	383,000	431,800	
	20	241,800	302,200	384,200	433,500	
	21	243,600	304,600	385,500	434,700	
	22	245,400	306,800	386,700	436,000	
	23	247,100	308,900	387,700	437,400	
	24	248,800	311,000	388,800	438,800	
	25	250,500	313,100	389,900	440,100	
	26	252,700	315,000	390,900	441,400	
	27	254,600	317,000	391,800	442,900	
	28	256,500	318,900	392,800	444,400	
	29	258,400	320,800	393,700	445,600	
	30	259,700	322,300	394,400	446,800	
	31	260,800	323,900	395,200	448,400	
	32	261,900	325,400	395,900	449,900	
	33	263,400	326,900	396,600	451,200	
	34	264,600	328,500	397,300	452,600	
	35	266,100	330,000	398,000	454,000	
	36	267,500	331,500	398,800	455,400	
	37	268,900	332,900	399,500	456,800	
	38	270,400	333,900	400,200	458,200	
	39	271,900	334,800	401,000	459,600	
	40	273,500	335,600	401,700	461,000	

短時間勤務職員以外の職員	41	274,900	336,300	402,500	462,100
	42	276,200	336,800	403,700	463,400
	43	277,600	337,300	405,000	464,800
	44	279,100	337,700	406,200	466,200
	45	280,600	338,200	406,900	467,000
	46	281,900	338,700	407,800	467,900
	47	283,200	339,200	408,600	468,800
	48	284,400	339,600	409,300	469,700
	49	285,600	340,000	410,000	470,500
	50	286,700	340,400	410,700	471,300
	51	287,800	340,800	411,400	471,900
	52	288,900	341,300	412,000	472,700
	53	290,000	341,700	412,600	473,100
	54	291,100	342,100	413,300	473,700
	55	292,100	342,500	414,100	474,200
	56	293,100	342,900	414,900	474,600
	57	294,100	343,300	415,500	475,100
	58	294,800	343,600	416,300	
	59	295,300	344,000	417,000	
	60	295,900	344,400	417,700	
	61	296,500	344,800	418,300	
	62	297,100	345,300	419,000	
	63	297,700	345,900	419,600	
	64	298,300	346,400	420,300	
	65	298,900	346,800	421,000	
	66	299,400	347,400	421,600	
	67	300,000	347,900	422,200	
	68	300,500	348,500	422,900	
	69	301,100	349,000	423,600	
	70	301,800	349,500	424,100	
	71	302,500	350,000	424,700	
	72	303,100	350,600	425,300	
	73	303,700	351,100	425,800	
	74	304,300	351,600	426,400	
	75	305,000	352,200	427,000	
	76	305,700	352,900	427,500	
	77	306,400	353,500	428,000	
	78	307,100	353,900	428,500	
	79	307,800	354,600	429,000	
	80	308,300	355,300	429,700	
	81	308,900	355,900	430,100	
	82	309,600	356,600		
	83	310,300	357,200		
	84	310,900	357,800		

	85	311,400	358,300			
	86	312,000	358,800			
	87	312,700	359,200			
	88	313,300	359,500			
	89	313,800	359,800			
	90	314,500	360,300			
	91	315,200	360,600			
	92	315,800	361,000			
	93	316,500	361,300			
	94	317,000	361,700			
	95	317,600	362,100			
	96	318,100	362,500			
	97	318,400	363,000			
	98	318,800	363,500			
	99	319,200	364,000			
	100	319,700	364,500			
	101	320,100	365,000			
	102	320,400	365,500			
	103	320,700	365,900			
	104	321,000	366,400			
	105	321,400	366,800			
	106	321,700	367,200			
	107	322,100	367,700			
	108	322,400	368,100			
	109	322,600	368,600			
	110	323,000	369,000			
	111	323,300	369,400			
	112	323,500	369,800			
	113	323,800	370,300			
	114	324,100	370,700			
	115	324,400	371,100			
	116	324,700	371,500			
	117	324,900	372,000			
	118	325,200	372,400			
	119	325,400	372,800			
	120	325,700	373,200			
	121	326,000	373,600			
短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 252,400	円 299,200	円 327,400	円 375,000	円 439,700

(5) 医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	320,100	433,800	491,200	589,200
	2	322,500	436,600	493,200	595,300
	3	324,800	439,300	495,100	600,400
	4	327,100	441,900	497,100	605,100
	5	329,300	444,400	498,500	609,500
	6	332,800	446,600	500,300	613,800
	7	336,300	448,700	502,100	617,200
	8	339,900	450,800	504,000	620,200
	9	343,500	452,900	505,700	622,700
	10	347,000	454,600	507,400	625,000
	11	350,600	456,200	509,200	
	12	354,100	457,800	511,000	
	13	357,600	459,400	512,800	
	14	361,100	460,900	514,600	
	15	364,700	462,400	516,400	
	16	368,200	463,800	518,200	
	17	371,600	465,200	520,100	
	18	374,900	466,800	522,000	
	19	378,200	468,300	523,900	
	20	381,400	469,700	525,800	
	21	384,700	471,000	527,700	
	22	388,100	472,500	529,400	
	23	391,300	474,000	531,200	
	24	394,400	475,400	533,000	
	25	397,700	476,800	534,600	
	26	400,100	478,200	536,400	
	27	402,500	479,500	538,300	
	28	404,700	480,800	539,800	
	29	406,700	482,200	541,200	
	30	408,500	483,500	542,900	
	31	410,200	484,900	544,700	
	32	412,000	486,300	546,400	
	33	413,800	487,600	548,000	
	34	415,600	489,000	549,300	
	35	417,200	490,300	550,600	
	36	418,700	491,700	551,900	
	37	420,300	493,100	552,900	
	38	421,700	494,700	554,200	
	39	423,100	496,300	555,500	
	40	424,600	497,800	556,800	
	41	426,100	499,400	557,800	
	42	426,800	500,600	558,600	
	43	427,500	501,700	559,400	
	44	428,200	502,700	560,200	
	45	429,000	503,500	561,100	
	46	429,600	504,400	561,900	
	47	430,200	505,300	562,700	
	48	430,700	506,100	563,400	

	49	431,300	506,800	564,200	
	50	431,700	507,500	565,100	
	51	432,200	508,200	565,800	
	52	432,600	508,800	566,700	
	53	433,000	509,500	567,600	
	54	433,300	510,200	568,400	
	55	433,600	510,800	569,300	
	56	434,000	511,400	570,200	
	57	434,300	511,700	571,000	
	58	434,600	512,300	571,900	
	59	434,900	512,900	572,800	
	60	435,200	513,600	573,500	
	61	435,600	514,000	574,300	
	62	435,900	514,600	575,200	
	63	436,200	515,300	576,100	
	64	436,500	516,000	577,000	
	65	436,800	516,400	577,800	
	66		517,000	578,700	
	67		517,600	579,600	
	68		518,100	580,500	
	69		518,600	581,300	
	70		519,100	582,200	
	71		519,600	583,100	
	72		520,100	584,000	
	73		520,500	584,800	
	74		521,000		
	75		521,400		
	76		521,800		
	77		522,300		
	78		522,900		
	79		523,500		
	80		523,900		
	81		524,400		
	82		525,000		
	83		525,600		
	84		526,100		
	85		526,600		
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 342,500	円 389,600	円 450,400	円 532,800

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	212,300	251,800	286,900	306,400	340,600	388,400	444,500
	2	214,500	253,100	287,700	307,200	342,100	390,100	446,500
	3	216,700	254,400	288,500	307,900	343,600	391,700	448,500
	4	218,800	255,700	289,300	308,600	345,000	393,300	450,400
	5	220,800	256,900	290,100	309,400	346,500	394,900	452,200
	6	222,800	258,000	290,900	310,100	348,100	396,500	454,000
	7	224,900	259,100	291,700	310,800	349,700	398,100	455,600
	8	226,700	260,000	292,400	311,500	351,300	399,700	457,100
	9	228,600	261,100	293,200	312,200	352,800	401,300	458,600
	10	230,500	262,200	294,000	313,000	354,400	403,300	459,900
	11	232,400	263,300	294,800	313,800	356,000	405,300	461,200
	12	234,500	264,500	295,600	314,500	357,500	407,300	462,500
	13	236,200	265,800	296,400	315,100	359,000	408,700	463,800
	14	238,200	267,000	297,200	316,200	360,600	410,500	465,000
	15	240,500	268,200	297,900	317,400	362,300	412,200	466,300
	16	242,600	269,300	298,700	318,700	363,900	413,900	467,400
	17	244,700	270,300	299,500	319,900	365,400	415,700	468,600
	18	245,800	271,300	300,300	321,100	366,900	417,200	469,800
	19	246,800	272,400	301,100	322,200	368,500	418,700	471,000
	20	247,800	273,500	301,900	323,400	370,000	420,200	472,200
	21	248,900	274,600	302,700	324,700	371,300	421,500	473,300
	22	249,700	275,500	303,600	325,900	372,800	422,800	474,100
	23	250,600	276,300	304,600	327,100	374,300	424,100	474,500
	24	251,400	277,100	305,300	328,400	375,800	425,200	475,200
	25	252,300	277,900	306,000	329,600	377,200	426,300	475,700
	26	253,200	278,700	306,900	330,800	378,700	427,400	476,100
	27	254,100	279,500	307,800	332,000	380,200	428,500	476,500
	28	255,000	280,300	308,600	333,200	381,600	429,600	476,900
	29	255,900	281,000	309,400	334,500	383,000	430,400	477,300
	30	256,700	281,800	310,400	335,700	384,600	431,200	477,700
	31	257,400	282,600	311,400	337,000	386,100	431,900	478,000
	32	258,200	283,300	312,400	338,200	387,600	432,700	478,300
	33	258,900	284,200	313,400	339,500	388,800	433,100	478,600
	34	259,500	285,000	314,500	340,600	389,900	433,700	478,900
	35	260,200	285,600	315,600	341,800	391,100	434,200	479,200
	36	260,900	286,400	316,600	343,000	392,200	434,600	479,500

短時間勤務職員以外の職員	37	261,600	287,300	317,600	344,300	393,200	435,000	479,800
	38	262,200	288,100	318,700	345,500	394,000	435,300	
	39	262,800	288,900	319,800	346,700	395,000	435,600	
	40	263,300	289,700	320,800	347,800	396,100	435,900	
	41	263,800	290,400	321,800	348,700	397,100	436,200	
	42	264,400	291,200	323,000	349,900	398,100	436,500	
	43	265,000	292,000	324,100	351,100	399,100	436,800	
	44	265,500	292,700	325,200	352,200	400,000	437,100	
	45	265,900	293,400	326,300	353,100	400,800	437,300	
	46	266,500	294,200	327,400	354,000	401,600	437,600	
	47	266,900	295,000	328,600	355,000	402,500	437,900	
	48	267,300	295,700	329,700	355,900	403,300	438,200	
	49	267,700	296,400	330,800	356,800	403,800	438,400	
	50	268,200	297,200	331,800	357,700	404,600	438,600	
	51	268,700	297,800	332,800	358,700	405,400	438,900	
	52	269,200	298,500	333,900	359,600	406,200	439,200	
	53	269,500	299,200	334,900	360,100	406,600	439,400	
	54	269,800	299,800	335,800	361,000	407,300		
	55	270,100	300,500	336,700	361,800	408,000		
	56	270,400	301,200	337,700	362,700	408,600		
	57	270,700	301,900	338,600	363,400	409,000		
	58	271,000	302,700	339,500	363,700	409,500		
	59	271,300	303,400	340,500	364,100	410,200		
	60	271,600	304,000	341,400	364,700	410,800		
	61	271,900	304,600	342,300	365,300	411,200		
	62	272,300	305,300	343,000	366,000	411,700		
	63	272,600	306,000	343,700	366,700	412,200		
	64	272,900	306,600	344,300	367,300	412,700		
	65	273,200	307,100	344,900	368,000	413,300		
	66	273,500	307,700	345,600	368,500	413,800		
	67	273,800	308,400	346,200	369,100	414,400		
	68	274,100	309,100	346,800	369,700	415,000		
	69	274,400	309,700	347,400	370,000	415,500		
	70	274,700	310,200	347,600	370,500	416,000		
	71	275,000	310,800	348,100	370,900	416,400		
	72	275,200	311,300	348,600	371,400	416,800		
	73	275,400	311,900	349,200	371,900	417,100		
	74	275,700	312,300	349,700	372,400	417,600		
	75	276,000	312,600	350,200	372,900	418,000		
	76	276,200	312,900	350,600	373,300	418,400		

	77	276,400	313,200	351,200	373,600	418,800		
	78	276,700	313,500	351,700	373,900			
	79	277,000	313,800	352,100	374,100			
	80	277,200	314,100	352,600	374,400			
	81	277,400	314,400	353,100	374,900			
	82	277,700	314,600	353,400	375,200			
	83	278,000	314,900	353,600	375,500			
	84	278,200	315,200	353,900	375,800			
	85	278,400	315,400	354,300	376,200			
	86		315,600	354,700	376,500			
	87		315,800	355,000	376,900			
	88		316,000	355,300	377,200			
	89		316,400	355,600	377,600			
	90		316,600	355,800	377,900			
	91		316,800	356,200	378,100			
	92		317,000	356,500	378,400			
	93		317,400	356,700	378,700			
	94		317,600	357,000	379,100			
	95		317,800	357,300	379,500			
	96		318,100	357,500	379,900			
	97		318,400	357,700	380,400			
	98		318,600	358,000	380,800			
	99		318,800	358,300	381,200			
	100		319,100	358,500	381,600			
	101		319,400	358,700	382,100			
	102		319,600	358,900				
	103		319,800	359,300				
	104		320,100	359,500				
	105		320,400	359,700				
	106			360,000				
	107			360,400				
	108			360,700				
	109			360,900				
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		221,800	249,900	281,700	297,000	325,900	371,900	418,300

(注) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例にあっては、医療職給料表と読み替える。ただし、この場合、6級及び7級を除く。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	234,500	268,000	307,400	321,000	345,300	389,600	446,200
	2	236,500	270,100	307,900	321,500	346,300	391,400	448,500
	3	238,300	272,300	308,400	322,000	347,300	393,100	450,700
	4	240,000	274,500	308,900	322,500	348,300	394,900	452,900
	5	241,700	276,700	309,300	323,000	349,400	396,900	455,000
	6	243,700	277,700	309,800	323,500	350,700	398,900	456,900
	7	245,500	278,600	310,300	324,100	351,900	401,000	458,700
	8	247,200	279,500	310,700	324,500	353,100	403,100	460,700
	9	248,900	280,300	311,100	325,000	354,100	404,800	462,400
	10	250,800	281,400	311,600	325,600	355,300	406,900	464,000
	11	252,700	282,600	312,100	326,200	356,500	409,000	465,800
	12	254,700	283,500	312,600	326,700	357,600	411,000	467,500
	13	256,600	284,300	313,000	327,100	358,600	413,000	468,800
	14	258,600	285,000	313,500	327,700	359,800	414,600	470,100
	15	260,600	285,700	314,000	328,400	361,000	416,400	471,700
	16	262,600	286,500	314,500	329,000	362,100	418,200	473,300
	17	264,600	287,600	315,000	329,700	363,200	420,000	475,000
	18	266,600	288,500	315,400	330,600	364,300	421,700	476,600
	19	268,700	289,400	315,900	331,500	365,400	423,600	478,100
	20	270,800	290,300	316,300	332,400	366,500	425,400	479,500
	21	272,700	291,400	316,800	333,200	367,600	427,100	480,600
	22	273,900	292,400	317,200	334,200	368,800	428,800	481,900
	23	275,000	293,300	317,700	335,100	370,000	430,600	483,200
	24	276,000	294,300	318,100	335,900	371,100	432,400	484,800
	25	277,100	295,100	318,600	336,700	372,200	434,000	485,800
	26	277,900	296,000	319,200	337,600	373,500	435,800	486,400
	27	278,700	296,900	319,900	338,500	374,800	437,600	487,100
	28	279,500	297,800	320,600	339,500	376,100	439,400	487,700
	29	280,300	298,800	321,300	340,300	377,300	440,900	488,700
	30	281,000	299,500	322,000	341,400	378,800	442,400	489,400
	31	281,700	300,200	322,700	342,500	380,300	444,000	490,200
	32	282,400	300,900	323,500	343,600	381,800	445,300	491,000
	33	283,100	301,600	324,300	344,800	383,000	446,400	491,700
	34	283,700	302,200	325,100	345,800	384,500	447,500	492,400
	35	284,300	302,700	325,900	346,900	386,000	448,800	493,100
	36	284,800	303,100	326,600	348,000	387,400	450,000	493,900
	37	285,300	303,500	327,300	349,100	388,800	451,300	494,700
	38	286,000	304,100	328,200	350,300	389,800	452,400	495,500
	39	286,700	304,600	329,000	351,400	391,200	453,600	496,200
	40	287,400	305,000	329,800	352,500	392,500	454,800	496,900

	41	288,100	305,400	330,500	353,300	393,900	456,000	497,700
	42	288,700	305,900	331,400	354,400	395,300	457,000	
	43	289,400	306,300	332,400	355,500	396,600	458,100	
	44	290,100	306,800	333,300	356,500	397,900	459,200	
	45	290,900	307,300	334,100	357,400	399,400	460,300	
	46	291,600	307,700	335,100	358,400	400,600	460,800	
	47	292,300	308,200	336,100	359,400	401,700	461,300	
	48	292,900	308,600	337,000	360,400	402,900	461,700	
	49	293,400	309,100	337,900	361,600	404,100	462,300	
	50	293,900	309,500	338,900	362,900	405,000	462,800	
	51	294,300	310,000	339,900	364,100	406,000	463,200	
	52	294,700	310,500	340,900	365,300	406,900	463,700	
	53	295,000	310,900	341,700	366,200	407,500	464,200	
	54	295,500	311,300	342,600	367,400	408,300	464,600	
	55	295,900	311,800	343,600	368,600	409,100	464,900	
	56	296,300	312,200	344,500	369,900	409,900	465,200	
	57	296,700	312,700	345,400	370,900	410,600	465,700	
	58	297,100	313,400	346,400	371,800	411,300		
	59	297,400	314,200	347,400	372,900	412,000		
	60	297,700	314,900	348,300	374,200	412,700		
	61	298,100	315,600	349,200	375,300	413,300		
	62	298,500	316,500	350,400	376,500	413,900		
	63	298,900	317,400	351,600	377,800	414,600		
	64	299,200	318,100	352,800	378,900	415,200		
	65	299,500	318,800	353,500	379,800	415,700		
	66	299,900	319,700	354,600	380,700	416,200		
	67	300,300	320,500	355,700	381,800	416,800		
	68	300,600	321,300	356,600	382,900	417,300		
	69	301,000	322,000	357,800	383,700	417,700		
	70	301,400	322,900	358,500	384,800	418,300		
	71	301,800	323,800	359,600	385,900	418,800		
	72	302,200	324,600	360,700	386,900	419,100		
	73	302,600	325,500	361,800	387,600	419,400		
	74	303,100	326,400	363,000	388,400	419,900		
	75	303,600	327,300	364,100	389,200	420,300		
	76	304,100	328,200	365,200	389,900	420,600		
	77	304,600	329,000	366,300	390,500	420,900		
	78	305,100	329,900	367,400	391,000	421,400		
	79	305,700	330,800	368,400	391,600	421,900		
	80	306,100	331,600	369,500	392,100	422,300		
短時	81	306,600	332,100	370,400	392,700	422,600		
間勤	82	307,000	332,800	371,400	393,200	423,000		
務職	83	307,500	333,600	372,300	393,700	423,500		
員以	84	308,000	334,400	373,300	394,200	423,900		

外の 職員	85	308,400	335,200	374,300	394,600	424,300		
	86	308,800	336,100	375,100	395,000			
	87	309,300	337,100	375,900	395,600			
	88	309,800	338,100	376,700	396,100			
	89	310,200	339,000	377,300	396,400			
	90	310,700	340,000	377,900	396,900			
	91	311,200	341,000	378,500	397,300			
	92	311,700	342,000	379,100	397,600			
	93	312,200	342,800	379,500	398,200			
	94	312,600	343,500	379,900	398,700			
	95	313,100	344,200	380,400	399,200			
	96	313,600	344,800	380,800	399,700			
	97	314,100	345,200	381,300	400,200			
	98	314,600	345,500	381,700	400,700			
	99	315,000	346,000	382,200	401,200			
	100	315,400	346,600	382,600	401,600			
	101	315,800	347,000	382,900	402,200			
	102	316,300	347,600	383,400	402,700			
	103	316,700	348,200	383,700	403,200			
	104	317,000	348,700	384,000	403,700			
	105	317,300	349,100	384,500	404,300			
	106	317,700	349,600	385,000	404,700			
	107	318,100	350,100	385,500	405,200			
	108	318,400	350,600	386,000	405,700			
	109	318,600	351,000	386,500	406,300			
	110	318,900	351,300	387,000				
	111	319,100	351,600	387,500				
	112	319,400	351,900	387,900				
	113	319,700	352,200	388,300				
	114	319,900	352,600	388,700				
	115	320,200	352,900	389,200				
	116	320,400	353,200	389,700				
	117	320,700	353,400	390,100				
	118	320,900	353,700	390,600				
	119	321,200	354,000	391,100				
	120	321,500	354,200	391,600				
	121	321,800	354,400	391,900				
	122	322,100	354,700					
	123	322,400	355,000					
	124	322,700	355,300					
	125	322,900	355,500					
	126	323,100	355,800					
	127	323,400	356,100					
	128	323,800	356,300					

	129	324,000	356,500					
	130	324,300	356,700					
	131	324,700	357,100					
	132	325,100	357,300					
	133	325,300	357,600					
	134	325,600	358,000					
	135	325,900	358,400					
	136	326,200	358,800					
	137	326,400	359,100					
	138	326,700	359,500					
	139	327,000	359,900					
	140	327,300	360,300					
	141	327,500	360,600					
	142	327,800	361,000					
	143	328,200	361,300					
	144	328,500	361,700					
	145	328,700	362,000					
	146	328,900	362,400					
	147	329,200	362,800					
	148	329,500	363,200					
	149	329,700	363,500					
	150	329,900	363,900					
	151	330,200	364,300					
	152	330,500	364,700					
	153	330,900	365,000					
	154	331,100						
	155	331,300						
	156	331,600						
	157	331,900						
	158	332,200						
	159	332,500						
	160	332,800						
	161	333,200						
	162	333,500						
	163	333,800						
	164	334,100						
	165	334,500						
	166	334,800						
	167	335,100						
	168	335,400						
	169	335,800						
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 272,800	円 295,200	円 303,500	円 315,300	円 333,900	円 375,600	円 424,400

(6) 教育職給料表

ア 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職 務 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	225,000	272,700	406,500	483,300
	2	227,400	274,100	408,100	485,200
	3	229,800	275,500	409,600	487,000
	4	232,100	277,000	411,100	488,900
	5	234,300	278,400	412,500	490,600
	6	236,700	279,600	414,000	492,300
	7	238,900	280,800	415,500	494,200
	8	241,200	282,100	416,900	496,000
	9	243,400	283,400	418,200	497,800
	10	245,600	284,500	419,600	499,400
	11	247,900	285,600	421,100	501,100
	12	250,200	286,800	422,600	502,600
	13	252,400	288,100	424,000	504,100
	14	254,600	289,800	425,500	505,400
	15	256,700	291,600	427,000	506,900
	16	258,800	293,300	428,500	508,200
	17	260,900	295,000	429,900	509,400
	18	262,700	297,000	431,600	510,000
	19	264,400	299,300	433,200	510,600
	20	266,200	301,500	434,700	511,300
	21	267,900	303,700	435,900	511,900
	22	269,200	306,000	437,300	
	23	270,500	308,300	438,700	
	24	271,700	310,500	440,100	
	25	272,900	312,600	441,700	
	26	274,100	314,500	443,100	
	27	275,300	316,500	444,400	
	28	276,500	318,300	445,800	
	29	277,600	320,100	447,300	
	30	278,700	322,000	448,600	
	31	279,800	323,900	450,100	
	32	280,800	325,600	451,600	
	33	281,900	327,300	453,200	
	34	283,000	329,200	454,600	
	35	284,200	330,900	456,200	
	36	285,500	332,500	457,700	
	37	286,700	334,200	459,400	
	38	287,800	336,100	460,900	
	39	289,000	337,900	462,500	
	40	290,200	339,700	464,100	

	41	291,500	341,100	465,600
	42	292,500	343,000	467,200
	43	293,500	344,800	468,400
	44	294,400	346,500	469,600
	45	295,000	348,300	470,800
	46	295,800	350,200	472,100
	47	296,600	352,000	473,300
	48	297,400	353,800	474,500
	49	298,100	355,600	475,600
	50	298,900	357,300	476,900
	51	299,600	359,100	478,100
	52	300,400	360,800	479,300
	53	301,200	362,600	480,500
	54	302,000	364,000	481,700
	55	302,800	365,400	482,900
	56	303,600	366,900	484,100
	57	304,300	368,500	485,200
	58	304,900	370,100	485,800
	59	305,700	371,600	486,300
	60	306,500	373,200	486,800
	61	307,200	374,900	487,400
	62	307,800	376,500	
	63	308,600	378,100	
	64	309,200	379,600	
	65	310,200	381,200	
	66	311,000	382,800	
	67	311,700	384,500	
	68	312,400	386,000	
	69	313,000	387,500	
	70	313,700	389,200	
	71	314,500	390,600	
	72	315,200	392,100	
	73	315,900	393,600	
	74	316,700	395,300	
	75	317,400	396,800	
	76	318,000	398,300	
	77	318,600	399,800	
	78	319,300	401,200	
	79	320,000	402,600	
短時間勤務職員以外の職員	80	320,600	403,900	
	81	321,200	405,200	
	82	321,800	406,600	
	83	322,500	408,000	
	84	323,200	409,300	

85	323,900	410,400
86	324,700	411,800
87	325,400	413,200
88	326,100	414,500
89	326,800	415,700
90	327,600	417,000
91	328,300	418,100
92	329,100	419,300
93	329,600	420,500
94	330,300	421,600
95	331,000	422,800
96	331,700	424,000
97	332,300	425,400
98	332,900	426,400
99	333,700	427,400
100	334,400	428,400
101	335,200	429,300
102	336,000	430,300
103	336,900	431,400
104	337,700	432,500
105	338,300	433,200
106	339,100	434,100
107	339,900	435,000
108	340,700	435,900
109	341,400	436,700
110	341,800	437,500
111	342,100	438,300
112	342,600	439,100
113	343,100	439,700
114	343,500	440,400
115	343,900	441,100
116	344,300	441,800
117	344,800	442,400
118	345,300	442,900
119	345,700	443,300
120	346,200	443,600
121	346,700	443,900
122	347,100	444,200
123	347,500	444,500
124	348,000	444,700
125	348,600	444,900
126	348,900	445,200
127	349,200	445,500
128	349,500	445,700

	129	349,700	445,900		
	130	350,000	446,100		
	131	350,300	446,400		
	132	350,500	446,600		
	133	350,700	446,800		
	134	350,900	447,100		
	135	351,100	447,400		
	136	351,400	447,600		
	137	351,700	447,800		
	138	351,900	448,100		
	139	352,200	448,400		
	140	352,500	448,600		
	141	352,700	448,800		
	142	352,900	449,100		
	143	353,200	449,400		
	144	353,400	449,600		
	145	353,700	449,800		
	146	353,900			
	147	354,200			
	148	354,500			
	149	354,700			
	150	354,900			
	151	355,200			
	152	355,500			
	153	355,700			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 270,600	円 315,800	円 379,900	円 475,700

イ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	225,000	246,600	377,800	465,800
	2	227,400	249,100	379,300	467,200
	3	229,800	251,500	380,900	468,400
	4	232,100	254,000	382,400	469,700
	5	234,300	256,500	383,800	470,800
	6	236,700	258,900	385,200	471,900
	7	238,900	261,300	386,600	473,100
	8	241,200	263,800	388,000	474,400
	9	243,400	266,300	389,500	475,700
	10	245,600	267,900	390,800	476,900
	11	247,900	269,500	392,200	478,100
	12	250,200	271,100	393,500	479,200
	13	252,400	272,700	394,900	480,400
	14	254,600	274,100	396,200	481,200
	15	256,700	275,500	397,500	482,000
	16	258,800	277,000	398,700	482,900
	17	260,900	278,400	399,800	483,800
	18	262,700	279,600	401,000	484,200
	19	264,400	280,800	402,300	484,700
	20	266,200	282,100	403,400	485,200
	21	267,900	283,400	404,400	485,700
	22	269,200	284,500	405,600	
	23	270,500	285,600	406,800	
	24	271,700	286,800	408,000	
	25	272,900	288,100	409,000	
	26	274,000	289,800	410,100	
	27	275,100	291,600	411,200	
	28	276,200	293,300	412,300	
	29	277,400	295,000	413,400	
	30	278,600	297,000	414,600	
	31	279,700	299,300	415,700	
	32	280,700	301,500	416,800	
	33	281,800	303,700	417,800	
	34	282,800	306,000	418,900	
	35	283,800	308,300	420,100	
	36	284,900	310,500	421,300	
	37	286,100	312,600	422,500	
	38	287,000	314,500	423,800	
	39	288,000	316,500	424,900	
	40	289,200	318,300	426,100	
	41	290,400	320,100	427,200	
	42	291,500	322,000	428,500	
	43	292,600	323,900	429,500	
	44	293,700	325,600	430,600	
	45	294,600	327,300	431,900	
	46	295,400	329,200	433,100	
	47	296,200	330,900	434,300	
	48	297,000	332,500	435,500	
	49	297,600	334,200	436,600	
	50	298,400	336,100	437,600	
	51	299,100	337,900	438,900	
	52	299,800	339,700	440,100	

短時間勤務職員以外の職員	53	300,600	341,100	441,300
	54	301,400	343,000	442,400
	55	302,100	344,800	443,500
	56	302,800	346,500	444,700
	57	303,500	348,300	445,700
	58	304,300	350,200	446,900
	59	305,100	352,000	448,100
	60	305,700	353,800	449,300
	61	306,300	355,600	449,900
	62	307,000	357,300	450,700
	63	307,700	359,100	451,300
	64	308,200	360,800	451,800
	65	308,900	362,600	452,100
	66	309,600	364,000	452,400
	67	310,200	365,400	452,800
	68	310,800	366,900	453,200
	69	311,500	368,500	453,500
	70	312,200	369,900	453,900
	71	312,800	371,500	454,300
	72	313,500	373,000	454,600
	73	314,000	374,500	454,900
	74	314,700	376,000	455,200
	75	315,400	377,500	455,500
	76	315,900	379,000	455,800
	77	316,600	380,400	456,000
	78	317,300	381,900	456,300
	79	317,900	383,400	456,600
	80	318,500	385,000	456,800
	81	319,000	386,400	457,000
	82	319,600	387,700	
	83	320,200	389,000	
	84	320,800	390,200	
	85	321,200	391,300	
	86	321,600	392,500	
	87	322,100	393,500	
	88	322,600	394,600	
	89	323,000	395,700	
	90	323,400	396,800	
	91	323,800	397,900	
	92	324,200	399,000	
	93	324,500	400,100	
	94	324,900	401,200	
	95	325,300	402,200	
	96	325,600	403,300	
	97	325,900	404,300	
	98	326,300	405,300	
	99	326,600	406,200	
	100	326,900	407,100	
	101	327,300	407,900	
	102	327,600	408,900	
	103	327,900	409,800	
	104	328,200	410,700	
	105	328,400	411,500	
	106	328,700	412,400	
	107	329,000	413,300	
	108	329,200	414,200	

	109	329,400	415,000		
	110	329,600	416,000		
	111	329,900	416,900		
	112	330,200	417,800		
	113	330,400	418,400		
	114	330,600	419,300		
	115	330,800	420,200		
	116	331,100	421,200		
	117	331,400	422,000		
	118	331,600	422,700		
	119	331,900	423,500		
	120	332,200	424,300		
	121	332,400	424,900		
	122	332,600	425,600		
	123	332,800	426,300		
	124	333,100	426,900		
	125	333,400	427,500		
	126		428,200		
	127		428,700		
	128		429,300		
	129		429,900		
	130		430,500		
	131		431,000		
	132		431,500		
	133		431,800		
	134		432,100		
	135		432,300		
	136		432,600		
	137		432,800		
	138		433,100		
	139		433,400		
	140		433,700		
	141		434,000		
	142		434,300		
	143		434,600		
	144		434,900		
	145		435,100		
	146		435,400		
	147		435,700		
	148		435,900		
	149		436,100		
	150		436,400		
	151		436,700		
	152		436,900		
	153		437,100		
	154		437,400		
	155		437,700		
	156		437,900		
	157		438,100		
短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 261,400	円 312,700	円 373,200	円 464,300

別記第1 備考

- 1 各給料表の備考は、現行どおりとする。
- 2 新給料表適用の日における職員の職務の等級及び号給は、その前日における職務の等級及び号給と同一とする。

別記第 2

第一号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	445,000
2	511,000
3	579,000
4	668,000
5	777,000
6	886,000

第二号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	373,000
2	411,000
3	441,000

別記第 2 備考

新給料表適用の日における職員の号給は、その前日における号給と同一とする。

別記第 3

特定任期付職員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	422,000
2	473,000
3	530,000
4	597,000
5	683,000
6	796,000
7	930,000

別記第 3 備考

新給料表適用の日における職員の号給は、その前日における号給と同一とする。

人事院の給与勧告等の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)

民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➢ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➢ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係

令和8年職員給与実態調査の概要	5 5
第1表 給料表別・部局別・平均給与月額	5 6
第2表 給料表別・等級別・号給別人員	5 8
第3表 給料表別・学歴別・男女別人員	7 7
第4表 給料表別・年齢別人員	7 8
第5表 給料表別・経験年数別人員	7 9
第6表 給料表別・勤続年数別人員	8 0
第7表 給料表別管理職手当の状況	8 1
第8表 給料表別扶養手当の状況	8 2
第9表 給料表別住居手当の状況	8 3
第10表 給料表別単身赴任手当の状況	8 4
第11表 給料表別通勤手当の状況	8 5
第12表 給料表別・通勤方法別・通勤距離（片道）別人員	8 6
第13表 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・ 号給別人員	9 2
第14表 60歳超職員の給料表別・等級別人員	9 2

民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	9 5
第15表 産業別・規模別調査事業所数	9 7
第16表 職種別民間給与の支給状況	9 8
第17表 公民給与の比較における対応関係	1 0 7
第18表 民間における職種別・学歴別初任給	1 0 8
第19表 民間における給与改定の状況	1 0 9
第20表 民間における定期昇給の実施状況	1 0 9
第21表 民間における初任給の改定状況	1 0 9
第22表 民間における住居（住宅）手当の支給状況	1 1 0
第23表 民間における国内異動における手当等の支給状況	1 1 0
第24表 民間における冬季賞与の配分状況	1 1 1
第25表 民間における定年制の状況	1 1 1

その他参考資料

第26表 費目別・世帯人員別標準生計費（令和8年4月）	1 1 3
-----------------------------	-------

職 員 給 与 関 係

令和 8 年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与の実態を明らかにするとともに、職員に適用されている給料表が適当であるかどうかについて判断するための資料を得ること

2 調査時点

令和 8 年 4 月 1 日現在

3 調査対象

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第 4 条に定める給料表の適用を受ける職員
- (2) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第 5 条に定める給料表の適用を受ける職員
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 条に規定する企業職員
- (4) 現業職員の給与に関する規則又はこれに準ずる定め of 適用を受ける職員
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条に定める給料表の適用を受ける職員
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条に定める給料表の適用を受ける職員

4 調査方法

各任命権者別の悉皆調査

5 調査項目

年齢、学歴、経験年数、勤続年数、給料表の種類、令和 8 年 4 月分の給与、扶養状況、単身赴任状況及び通勤状況等

第1表

給料表別・部局別・平均給与月額

区分 給料表 部局		職 員 数	給 料	管理職手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	その他手当	給 与
		人	円	円	円	円	円	円	円
行 政 職	知 事 部 局	3,128	346,804	8,878	9,207	820	7,868	937	374,513
	各行政委員会事務局	66	371,167	19,470	8,598	199	7,014	-	406,448
	教育委員会事務局	356	388,278	7,618	16,427	419	6,526	758	420,026
	高等・特別支援学校等	184	348,828	8,293	4,788	180	6,930	-	369,020
	小 ・ 中 学 校	354	312,826	-	4,103	158	8,251	856	326,194
	警 察 本 部	350	337,729	1,857	6,523	173	8,585	600	355,467
	計	4,438	347,151	7,648	8,975	648	7,796	837	373,055
公 安 職	警 察 本 部	3,064	358,011	1,814	13,662	380	8,884	2,356	385,106
海 事 職	知 事 部 局	27	423,500	6,333	12,370	221	5,748	3,333	451,506
	高校・特別支援学校等	7	389,186	-	18,857	32,643	-	-	440,686
	警 察 本 部	2	425,550	-	-	213	-	-	425,763
	計	36	416,942	4,750	12,944	6,525	4,311	2,500	447,972
研 究 職	知 事 部 局	115	377,740	8,870	7,217	1,117	9,604	2,070	406,618
	教育委員会事務局	9	401,000	13,667	13,222	214	11,889	-	439,991
	警 察 本 部	19	356,126	3,526	8,737	184	9,389	-	377,963
	計	143	376,332	8,462	7,797	936	9,720	1,664	404,911

- (注) 1 各行政委員会事務局は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査委員事務局をいう。
- 2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)第5条に定める医療職給料表は、一般職の職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)第4条に定める医療職給料表(二)と読み替えて取り扱った。以下同じ。
- 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
- 4 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。
- 5 円未満については、四捨五入とした。以下同じ。

給料表	区分 部局	職 員 数	給 料	管理職手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	その他手当	給 与
		人	円	円	円	円	円	円	円
医 療 職 (一)	知 事 部 局	13	521,915	49,538	12,154	93,377	6,231	223,208	906,423
医 療 職 (二)	知 事 部 局	3	382,233	-	18,000	200	-	-	400,433
	高等・特別支援学校等	3	352,167	-	6,000	179	-	-	358,345
	計	6	367,200	-	12,000	189	-	-	379,389
医 療 職 (三)	知 事 部 局	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 職 (一)	教育委員会事務局	19	415,911	5,895	14,316	218	1,274	-	437,612
	高等・特別支援学校等	2,339	407,430	3,682	8,921	209	8,055	359	428,657
	警 察 本 部	2	436,800	-	-	218	-	-	437,018
	計	2,360	407,523	3,697	8,957	209	7,994	356	428,736
教 育 職 (二)	教育委員会事務局	15	394,327	-	15,200	204	3,513	-	413,244
	小 ・ 中 学 校	6,151	388,726	6,519	7,258	201	8,493	1,189	412,386
	計	6,166	388,740	6,503	7,277	201	8,481	1,186	412,388
合 計	全 給 料 表	16,226	374,346	5,568	9,214	453	8,295	1,375	399,253
	前 年 全 給 料 表	16,369	361,699	5,597	8,842	635	8,352	1,380	386,505
	対 前 年 比	99.1	103.5	99.5	104.2	71.3	99.3	99.6	103.3
参 考	企 業	111	356,686	9,919	11,703	189	5,765	-	384,262
	現 業	-	-	-	-	-	-	-	-

6 それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

7 前年全給料表欄の数値は、令和7年職員給与実態調査による数値である。

8 公益的法人等派遣職員、専従休職者、任期付研究員、特定任期付職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び職員給与条例附則第3項又は学校職員給与条例附則第3項により給料月額が決定される職員(以下「条例附則第3項職員」という。)は、含まれていない。以下第12表までについて同じ。

9 条例附則第3項職員を含めた行政職給料表欄の職員数は4,578人、平均給与月額は370,822円である。

第2表

給料表別・等級別・号給別人員

第2表－1

行政職給料表

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2						2		21	6
3								1	1
4									2
5			2						
6		1	9						
7		1	4						
8		92	3						
9	27	11	6						
10	6	5	28						
11	2	1	5						
12	22	14	20						
13	6		11						
14	2	70	9						
15	2	6	8	1			34		
16	23	17	45				26		
17	4	7	12				2		
18	1	82	10						
19	1	2	9				1		
20	27	15	60						
21	2	15	9				1		
22	1	68	19			1			
23	1	8	9	1					
24	21	31	33	1					
25	2	9	14	1					
26	5	31	31	10					
27	1	2	8	2			1		
28	27	30	19	5					
29	104	7	11	5					
30	5	11	38	29		1			
31	3	1	17	4		1			
32	126	9	8	5					
33	7	4	8	15	2	4			
34	4	1	53	10		1			
35	5		5	8		5			
36	87	2	14	32	1	10			
37	12	4	7	11		1			
38	7		52	9	1	23			
39	3		12	10		63			
40	10		13	22	3	31			
41	2	1	7	10	5	76			
42	3		43	12	5	15			
43	1		17	12	6	35			
44	2		14	20	13	12			
45	4		12	16	9	19	9		
46			34	15	8	20			
47			2	23	7	55			
48	1		14	28	22	11			
49	3		9	23	8	5			
50	2	1	10	11	4	25			
51	1		8	14	9	43			
52	1		13	19	22	6			
53		2	8	18	9	1			
54			10	17	6	31			
55			5	26	13	23			
56	4		9	12	20	9			
57	1		3	10	14	6			
58		1	5	19	10	45			
59	2		3	15	14	17			
60			3	13	37	4			
61	1	1	7	9	26	2			
62			4	17	24	34			
63			3	10	13	6			
64			2	15	43				
65			6	17	16	1			
66			4	11	16	9			
67			3	15	22	7			
68			3	16	32				
69			4	7	18				
70			2	12	21	1			
71			1	4	9	1			
72			4	6	24				
73	2		3	3	9	57			
74			1	5	14				
75			4	11	7				
76			1	6	17				

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	6	10				
78				2	2	12				
79				4	3	8				
80	1			2	2	19				
81				5	4	7				
82				2	4	8				
83				2	3	5				
84				4	2	13				
85				4	38	63				
86				4						
87										
88				7						
89				4						
90				6						
91				5						
92				3						
93	4			3						
94				3						
95										
96				2						
97										
98				2						
99										
100				6						
101				2						
102				3						
103										
104				5						
105				4						
106				2						
107										
108				3						
109			20							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	人数	591	563	1,013	742	704	719	74	22	10
	%	13.3	12.7	22.8	16.7	15.9	16.2	1.7	0.5	0.2
人数総計										4,438

(注) 1 各等級内の太実線は、当該等級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第2表の各表について同じ。)

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した(以下第2表の各表について同じ。)

3 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2表-2

公 安 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8	41								6 3
9 10 11 12	38 10								
13 14 15 16	2 4 6 30		1						
17 18 19 20	3 5 4 40		1 3		1 3				
21 22 23 24	2 7 36 31		4 7	1 2	1 1				
25 26 27 28	2 28 4 31		1 7 10	3 1 4					
29 30 31 32	4 16 4 54	6 9 1 35	1 11 1 11	2 10	1 1 1 3	1		2 6 4	
33 34 35 36	11 10 5 10	3 15 2 42	4 10 2 6	1 7 8 8	1 1 2 2	1		1 3	
37 38 39 40	1 3 3 4	2 16 1 37	1 10 6 9	2 14 3 9	3 1 3 2		1 1	4 1	
41 42 43 44	1 1 6 2	9 14 6 22	3 17 6 18	3 12 10 9	1 1 4		3 1 7 2	1	
45 46 47 48	2 1	4 5 4 26	10 16 5 22	3 12 6 20	2 1 1 1	1 2 1 1	2 1 4 1		
49 50 51 52		2 8 6 8	4 14 10 30	12 28 15 32	2 4 3 7	2 2	6 4 2		
53 54 55 56		1 6 1 2	11 19 12 25	18 21 16 36	6 6 6 4	1 1 2	8 6 1		
57 58 59 60	2 2 2	2 2 1	11 10 6 16	12 27 16 25	5 2 4 12	2 2 3 1	8 2 1		
61 62 63 64	1 1	1 1	4 19 7 12	15 23 6 25	19 1 4 9	3 1 2 3	3 5 2		
65 66 67 68			3 10 4 7	14 24 14 27	12 7 3 5	3 3 3 3	3 3 1		
69 70 71 72	1 1 1		4 5 3 6	18 20 19 25	5 7 5 8	4 4 4 3	2 4 4		
73 74 75 76			5 3 2 4	9 20 12 15	7 9 4 3	3 2 12 2	2		

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	15	8	3			
78				1	13	8	5			
79					21	4	2			
80				2	23	2	1			
81				2	20	7	4			
82				2	15	8	4			
83	1				12	3	3			
84	1				12	4				
85					14	104	46			
86					13					
87					12					
88					11					
89				1	8					
90					10					
91					10					
92					9					
93					9					
94				1	8					
95					13					
96					2					
97					5					
98					14					
99					6					
100					9					
101					7					
102					14					
103					5					
104					7					
105					6					
106					6					
107					5					
108					6					
109					5					
110										
111					4					
112					3					
113										
114					6					
115					4					
116					2					
117					4					
118					5					
119					5					
120					8					
121					85					
122										
123										
124										
125	1									
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141				3						
142										
143										
144										
145										
計	人数	471	340	482	1,164	349	150	77	22	9
	%	15.4	11.1	15.7	38.0	11.4	4.9	2.5	0.7	0.3
人数総計									3,064	

(注) 公安職給料表は、警察官に適用する。

第2表-3

海 事 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5	6
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8						
9 10 11 12						
13 14 15 16		1				
17 18 19 20						
21 22 23 24			1			
25 26 27 28						
29 30 31 32				1		
33 34 35 36					2 3	
37 38 39 40	1		1 1 1	2	1	
41 42 43 44				2 1		
45 46 47 48						
49 50 51 52		1		2		
53 54 55 56						
57 58 59 60			1			
61 62 63 64				2 1 1 1		
65 66 67 68						
69 70 71 72			1	3		
73 74 75 76						

等級 号給		1	2	3	4	5	6
77 78 79 80				2			
81 82 83 84							
85 86 87 88							
89 90 91 92							
93 94 95 96							
97				1			
計	人数	1	3	9	17	6	0
	%	2.8	8.3	25.0	47.2	16.7	0.0
人数総計							36

(注) 海事職給料表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用する。

第2表－4

研 究 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					
9 10 11 12					
13 14 15 16		1 5			1
17 18 19 20		2 1	1 1		
21 22 23 24		1 1	1	1 1	
25 26 27 28	1	3	1 1	3 1 1	
29 30 31 32		4 1 2	2	5 1	
33 34 35 36	1 5	2 1	1	1 2	
37 38 39 40	1	1	1 1	4 2 1	
41 42 43 44	1	1	1 2 1	2 1 2 1	
45 46 47 48		1 2	1 1 1	1 1 1 1	
49 50 51 52			2	1 2 2 1	
53 54 55 56		1 2	1	2 1 2	
57 58 59 60		1 1		10	
61 62 63 64		1 1 2	1		
65 66 67 68		1 1 1	1		
69 70 71 72		1 1 2 1			
73 74 75 76		2 1	1		

等級 号給		1	2	3	4	5
77 78 79 80						
			1	1		
	81 82 83 84					
	85 86 87 88					
89 90 91 92						
	93 94 95 96		1			
	97 98 99 100					
	101 102 103 104					
105 106 107 108						
	109 110 111 112					
	113 114 115 116					
	117 118 119 120					
計	人数	12	52	24	54	1
	%	8.4	36.4	16.8	37.8	0.7
人数総計						143

(注) 研究職給料表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。

第2表－5

医 療 職 給 料 表 (一)

等級 号給	1	2	3	4
1 2 3 4	人	人	人 2	人
5 6 7 8			2 1	1
9 10 11 12			1	
13 14 15 16			1	
17 18 19 20				
21 22 23 24	1			
25 26 27 28				
29 30 31 32				
33 34 35 36				
37 38 39 40				
41 42 43 44				
45 46 47 48				
49 50 51 52				
53 54 55 56			1	
57 58 59 60				
61 62 63 64				
65 66 67 68				
69 70 71 72			3	
73 74 75 76				

等級 号給		1	2	3	4
計	77 78 79 80				
	81 82 83 84				
	85				
計	人数	1	0	11	1
	%	7.7	0.0	84.6	7.7
				人数総計	13

(注) 医療職給料表(一)は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2表-6

医 療 職 給 料 表 (二)

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8							
9 10 11 12							
13 14 15 16							
17 18 19 20							
21 22 23 24			1				
25 26 27 28							
29 30 31 32							
33 34 35 36							
37 38 39 40							
41 42 43 44							
45 46 47 48							
49 50 51 52					1		
53 54 55 56							
57 58 59 60				1			
61 62 63 64					1		
65 66 67 68						1	
69 70 71 72							
73 74 75 76				1			

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7
77 78 79 80								
81 82 83 84								
85 86 87 88								
89 90 91 92								
93 94 95 96								
97 98 99 100								
101 102 103 104								
105 106 107 108								
109								
計	人数	0	0	1	2	3	0	0
	%	0.0	0.0	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0
人数総計								6

(注) 医療職給料表(二)は、児童福祉施設等に勤務する栄養士等に適用する。

第2表－7

医 療 職 給 料 表 (三)

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
39								
40								
41								
42								
55								
56								
57								
58								
83								
84								
85								
86								
117								
118								
109								
110								
119								
120								
121								
122								
151								
152								
153								
154								
166								
167								
168								
169								
計	人数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数総計								0

(注) 医療職給料表(三)は、児童福祉施設等に勤務する看護師等に適用する。

第2表－8

教 育 職 給 料 表 (一)

等級 号給	1	2	3	4
1 2 3 4	人	人	人	人
5 6 7 8	6	28 5 27		1
9 10 11 12	1 1	8 4 3 26		3 2
13 14 15 16	2	3 5 35		6 11
17 18 19 20		8 1 18	1	3 2 2
21 22 23 24	2 1	25 3 6 10		20
25 26 27 28		19 7 10 18		
29 30 31 32	2 1	26 5 9 8		
33 34 35 36	2 3 2	14 6 12 8	1 1 1 1	
37 38 39 40	1 1	20 4 17 13	1 2 2	
41 42 43 44	1 1	16 8 17 11	3 6 8 1	
45 46 47 48	1	15 3 34 8	3 3 3 2	
49 50 51 52		18 5 23 13	4 4 5 1	
53 54 55 56	1	19 8 17 10	3 9 3	

等級 号給	1	2	3	4
57		12	1	
58		10	3	
59		21	3	
60	1	5		
61		18	12	
62		6		
63	1	17		
64	1	14		
65		21		
66		5		
67		21		
68		8		
69	1	24		
70	1	6		
71	2	18		
72		13		
73	1	21		
74		9		
75	2	20		
76	3	9		
77		20		
78	1	5		
79	2	21		
80	3	8		
81	2	24		
82		5		
83		19		
84		13		
85	1	11		
86		3		
87	1	13		
88		7		
89		23		
90		7		
91	1	16		
92		8		
93	3	13		
94		7		
95	1	19		
96	1	6		
97		16		
98	1	9		
99	1	13		
100	2	7		
101	1	14		
102		16		
103		26		
104	2	10		
105		14		
106		5		
107	2	11		
108		11		
109		18		
110	2	8		
111		22		
112		6		

等級 号給		1	2	3	4
113		2	25		
114		1	6		
115		3	8		
116		3	9		
117			12		
118			11		
119			31		
120			7		
121			24		
122		1	13		
123		1	15		
124		1	6		
125			14		
126		2	18		
127			24		
128			13		
129		3	18		
130		2	16		
131		3	21		
132			17		
133			28		
134			23		
135		1	41		
136		1	42		
137		1	38		
138			32		
139			64		
140			58		
141			43		
142			24		
143		1	27		
144			11		
145			19		
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153		2			
計	人数	97	2,126	87	50
	%	4.1	90.1	3.7	2.1
				人数総計	2,360

(注) 教育職給料表(一)は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用する。

第2表－9

教 育 職 給 料 表 (二)

等級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				1
3				1
4				2
5				7
6				14
7				32
8				29
9				7
10		2		12
11				37
12		1		24
13				8
14				7
15				18
16				11
17				5
18		144		18
19		14		29
20		155		2
21		10		4
22		11		88
23		7		
24		149		
25		1		
26		19		
27		4		
28		140		
29		6		
30		20		
31		4		
32		50		
33		129		
34		14		
35		13		
36		46		
37		127		
38		8		
39		24		
40		38		
41		133		
42		9		
43		21	1	
44		24		
45		49	1	
46		15		
47		97	2	
48		23		
49		50	2	
50		17	3	
51		115	2	
52		19	4	
53		62	5	
54		20	6	
55		110	7	
56		22	4	

等級 号給	1	2	3	4
57		45	9	
58		17	9	
59		105	8	
60		19	10	
61		44	9	
62		17	41	
63		106	30	
64		16	12	
65		40	8	
66		29	37	
67		57	15	
68		23	8	
69		68	5	
70		15	37	
71		62	10	
72		25	2	
73		55	5	
74		12	33	
75		41	9	
76		25	8	
77		64	6	
78		20	23	
79		44	3	
80		22	4	
81		71	36	
82		16		
83		40		
84		20		
85		67		
86		16		
87		35		
88		25		
89		33		
90		20		
91		46		
92		34		
93		40		
94		19		
95		49		
96		27		
97		43		
98		20		
99		38		
100		17		
101		37		
102		22		
103		53		
104		16		
105		38		
106		16		
107		30		
108		19		
109		42		
110		22		
111		28		
112		23		

等級 号給		1	2	3	4
113 114 115 116			29		
			20		
			43		
			21		
117 118 119 120			36		
			17		
			18		
			24		
121 122 123 124			33		
			24		
			30		
			24		
125 126 127 128			25		
			24		
			26		
			15		
129 130 131 132			21		
			17		
			21		
			11		
133 134 135 136			29		
			16		
			22		
			15		
137 138 139 140			20		
			16		
			20		
			22		
141 142 143 144			26		
			25		
			34		
			22		
145 146 147 148			47		
			34		
			72		
			64		
149 150 151 152			74		
			69		
			106		
			57		
153 154 155 156			68		
			51		
			38		
			26		
157			29		
計	人数	0	5,396	414	356
	%	0.0	87.5	6.7	5.8
				人数総計	6,166

(注) 教育職給料表(二)は、中学校、小学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用する。

第3表

給料表別・学歴別・男女別人員

給料表		学歴	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	男女別人員構成比	
								男	女
行政職	人数 %		3,131 70.5	253 5.7	1,051 23.7	3 0.1	4,438 100.0	2,843 64.1	1,595 35.9
公安職	人数 %		1,766 57.6	67 2.2	1,230 40.1	1 0.0	3,064 100.0	2,654 86.6	410 13.4
海事職	人数 %		13 36.1	16 44.4	7 19.4	－ －	36 100.0	35 97.2	1 2.8
研究職	人数 %		138 96.5	2 1.4	3 2.1	－ －	143 100.0	97 67.8	46 32.2
医療職(一)	人数 %		13 100.0	－ －	－ －	－ －	13 100.0	11 84.6	2 15.4
医療職(二)	人数 %		2 33.3	4 66.7	－ －	－ －	6 100.0	1 16.7	5 83.3
医療職(三)	人数 %		－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
教育職(一)	人数 %		2,213 93.8	62 2.6	85 3.6	－ －	2,360 100.0	1,289 54.6	1,071 45.4
教育職(二)	人数 %		5,977 96.9	189 3.1	－ －	－ －	6,166 100.0	2,531 41.0	3,635 59.0
合計	人数 %		13,253 81.6	593 3.8	2,376 14.6	4 0.0	16,226 100.0	9,461 58.3	6,765 41.7
参 考	企業	人数 %	55 49.5	11 9.9	45 40.5	－ －	111 100.0	106 95.5	5 4.5
	現業	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある(以下第4表から第12表までの各表について同じ。)

第4表

給料表別・年齢別人員

年齢(歳) 給料表			～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～	計	平均年齢 (歳)
行政職	人数 %	89 2.0	518 11.7	515 11.6	421 9.5	453 10.2	493 11.1	580 13.1	797 18.0	569 12.8	3 0.1	4,438 100.0	41.8	
公安職	人数 %	126 4.1	360 11.7	379 12.4	355 11.6	499 16.3	466 15.2	394 12.9	314 10.2	171 5.6	－ －	3,064 100.0	38.8	
海事職	人数 %	－ －	1 2.8	2 5.6	1 2.8	1 2.8	5 13.9	8 22.2	9 25.0	9 25.0	－ －	36 100.0	48.9	
研究職	人数 %	－ －	14 9.8	20 14.0	11 7.7	19 13.3	11 7.7	21 14.7	24 16.8	22 15.4	1 0.7	143 100.0	42.7	
医療職(一)	人数 %	－ －	－ －	－ －	3 23.1	5 38.5	－ －	1 7.7	－ －	－ －	4 30.8	13 100.0	47.1	
医療職(二)	人数 %	－ －	－ －	－ －	1 16.7	－ －	1 16.7	1 16.7	2 33.3	1 16.7	－ －	6 100.0	48.4	
医療職(三)	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－	
教育職(一)	人数 %	8 0.3	151 6.4	233 9.9	273 11.6	277 11.7	254 10.8	324 13.7	426 18.1	414 17.5	－ －	2,360 100.0	44.0	
教育職(二)	人数 %	1 0.0	656 10.6	948 15.4	924 15.0	689 11.2	580 9.4	624 10.1	843 13.7	901 14.6	－ －	6,166 100.0	41.0	
合計	人数 %	224 1.4	1,700 10.5	2,097 12.9	1,989 12.3	1,943 12.0	1,810 11.2	1,953 12.0	2,415 14.9	2,087 12.9	8 0.0	16,226 100.0	41.3	
参 考	企業	人数 %	2 1.8	11 9.9	11 9.9	7 6.3	10 9.0	13 11.7	20 18.0	19 17.1	18 16.2	－ －	111 100.0	43.4
	現業	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－

(注) 条例附則第3項職員を含めた行政職給料表欄の平均年齢は42.5歳である。

第5表

給料表別・経験年数別人員

経験年数(年) 給料表			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～	計	平均経験 年数(年)
行政職	人数 %	809 18.2	497 11.2	492 11.1	432 9.7	608 13.7	478 10.8	831 18.7	291 6.6	4,438 100.0	19.4	
公安職	人数 %	495 16.2	439 14.3	455 14.8	580 18.9	447 14.6	313 10.2	198 6.5	137 4.5	3,064 100.0	17.1	
海事職	人数 %	－ －	3 8.3	1 2.8	2 5.6	9 25.0	9 25.0	4 11.1	8 22.2	36 100.0	27.3	
研究職	人数 %	31 21.7	14 9.8	14 9.8	14 9.8	23 16.1	23 16.1	20 14.0	4 2.8	143 100.0	18.4	
医療職(一)	人数 %	1 7.7	3 23.1	3 23.1	1 7.7	1 7.7	－ －	－ －	4 30.8	13 100.0	21.3	
医療職(二)	人数 %	－ －	1 16.7	－ －	1 16.7	－ －	3 50.0	1 16.7	－ －	6 100.0	25.4	
医療職(三)	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－	
教育職(一)	人数 %	269 11.4	295 12.5	297 12.6	278 11.8	319 13.5	344 14.6	389 16.5	169 7.2	2,360 100.0	20.6	
教育職(二)	人数 %	1,089 17.7	1,036 16.8	852 13.8	699 11.3	634 10.3	597 9.7	924 15.0	335 5.4	6,166 100.0	17.9	
合計	人数 %	2,694 16.6	2,288 14.1	2,114 13.0	2,007 12.4	2,041 12.6	1,767 10.9	2,367 14.6	948 5.8	16,226 100.0	18.6	
参 考	企業	人数 %	13 11.7	10 9.0	12 10.8	12 10.8	13 11.7	15 13.5	25 22.5	11 9.9	111 100.0	22.1
	現業	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－

第6表

給料表別・勤続年数別人員

勤続年数(年) 給料表			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～	計	平均勤続 年数(年)
行政職		人数 %	1,053 23.7	533 12.0	512 11.5	392 8.8	512 11.5	463 10.4	743 16.7	230 5.2	4,438 100.0	17.6
公安職		人数 %	540 17.6	476 15.5	505 16.5	585 19.1	370 12.1	279 9.1	190 6.2	119 3.9	3,064 100.0	16.2
海事職		人数 %	6 16.7	－ －	1 2.8	1 2.8	10 27.8	7 19.4	9 25.0	2 5.6	36 100.0	23.9
研究職		人数 %	40 28.0	20 14.0	12 8.4	13 9.1	18 12.6	24 16.8	13 9.1	3 2.1	143 100.0	15.9
医療職(一)		人数 %	9 69.2	1 7.7	－ －	1 7.7	1 7.7	－ －	－ －	1 7.7	13 100.0	7.2
医療職(二)		人数 %	－ －	1 16.7	－ －	1 16.7	－ －	3 50.0	1 16.7	－ －	6 100.0	25.0
医療職(三)		人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
教育職(一)		人数 %	598 25.3	391 16.6	297 12.6	173 7.3	199 8.4	260 11.0	303 12.8	139 5.9	2,360 100.0	16.3
教育職(二)		人数 %	1,543 25.0	1,249 20.3	1,014 16.4	494 8.0	391 6.3	468 7.6	772 12.5	235 3.8	6,166 100.0	14.9
合 計		人数 %	3,789 23.4	2,671 16.5	2,341 14.4	1,660 10.2	1,501 9.3	1,504 9.3	2,031 12.5	729 4.5	16,226 100.0	16.2
参 考	企業	人数 %	19 17.1	8 7.2	12 10.8	10 9.0	13 11.7	18 16.2	23 20.7	8 7.2	111 100.0	20.8
	現業	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－

第7表

給料表別管理職手当の状況

支給区分 給料表		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	受給者1人 当たり管理 職手当額
										円
行政職	人数 %	29 5.6	54 10.5	136 26.4	87 16.9	178 34.6	31 6.0	－ －	515 100.0	65,909
公安職	人数 %	1 1.5	23 33.8	34 50.0	10 14.7	－ －	－ －	－ －	68 100.0	81,735
海事職	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	3 100.0	－ －	－ －	3 100.0	57,000
研究職	人数 %	－ －	1 5.3	－ －	9 47.4	9 47.4	－ －	－ －	19 100.0	63,684
医療職(一)	人数 %	－ －	1 14.3	6 85.7	－ －	－ －	－ －	－ －	7 100.0	92,000
医療職(二)	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
医療職(三)	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
教育職(一)	人数 %	－ －	－ －	19 11.5	25 15.2	59 35.8	28 17.0	34 20.6	165 100.0	52,879
教育職(二)	人数 %	－ －	－ －	49 6.5	90 11.9	365 48.1	255 33.6	－ －	759 100.0	52,833
合 計	人数 %	30 2.0	79 5.1	244 15.9	221 14.4	614 40.0	314 20.4	34 2.2	1,536 100.0	58,822
参 考	企業	人数 %	1 5.9	－ －	8 47.1	－ －	8 47.1	－ －	17 100.0	64,765
	現業	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
知事部局の例		部長 局長	部次長 審議監	課長 出先所長	出先次長	調整監	徴収監 検査監			

第8表

給料表別扶養手当の状況

給料表 区分		受 給 者					非受給者	合 計	受給者1人 当たり扶養 手 当 額	
		扶 養 親 族 数				計				
		子	うち特定期 間にある子	子 以 外 の 扶 養 親 族	計					
行 政 職	人数 %	2,672	980	30	2,702	1,501 33.8	2,937 66.2	4,438 100.0	円 26,536	
公 安 職	人数 %	2,934	733	8	2,942	1,522 49.7	1,542 50.3	3,064 100.0	27,503	
海 事 職	人数 %	32	10	－	32	18 50.0	18 50.0	36 100.0	25,889	
研 究 職	人数 %	75	28	－	75	45 31.5	98 68.5	143 100.0	24,778	
医療職(一)	人数 %	11	3	－	11	5 38.5	8 61.5	13 100.0	31,600	
医療職(二)	人数 %	4	4	－	4	2 33.3	4 66.7	6 100.0	36,000	
医療職(三)	人数 %	－	－	－	－	－ －	－ －	－ －	－	
教育職(一)	人数 %	1,433	477	19	1,452	805 34.1	1,555 65.9	2,360 100.0	26,258	
教育職(二)	人数 %	3,093	891	32	3,125	1,745 28.3	4,421 71.7	6,166 100.0	25,715	
合 計	人数 %	10,254	3,126	89	10,343	5,643 34.8	10,583 65.2	16,226 100.0	26,495	
参 考	企 業	人数 %	88	31	－	88	47 42.3	64 57.7	111 100.0	27,638
	現 業	人数 %	－	－	－	－	－ －	－ －	－ －	－

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第9表

給料表別住居手当の状況

区分 給料表		受 給 者				非受給者	合 計	受給者1人 当たり住居 手 当 額
		100円～ 11,000円	11,100円～ 26,900円	27,000円	計			
行 政 職	人数	3	714	683	1,400	3,038	4,438	円 24,713
	%	0.1	16.1	15.4	31.5	68.5	100.0	
公 安 職	人数	1	561	543	1,105	1,959	3,064	24,633
	%	0.0	18.3	17.7	36.1	63.9	100.0	
海 事 職	人数	－	3	3	6	30	36	25,867
	%	－	8.3	8.3	16.7	83.3	100.0	
研 究 職	人数	－	27	28	55	88	143	25,271
	%	－	18.9	19.6	38.5	61.5	100.0	
医 療 職(一)	人数	－	－	3	3	10	13	27,000
	%	－	－	23.1	23.1	76.9	100.0	
医 療 職(二)	人数	－	－	－	－	6	6	－
	%	－	－	－	－	100.0	100.0	
医 療 職(三)	人数	－	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－	
教 育 職(一)	人数	3	325	420	748	1,612	2,360	25,220
	%	0.1	13.8	17.8	31.7	68.3	100.0	
教 育 職(二)	人数	8	990	1,083	2,081	4,085	6,166	25,129
	%	0.1	16.1	17.6	33.7	66.3	100.0	
合 計	人数	15	2,620	2,763	5,398	10,828	16,226	24,935
	%	0.1	16.1	17.0	33.3	66.7	100.0	
参 考	企 業	人数	－	13	13	26	85	24,612
		%	－	11.7	11.7	23.4	76.6	
	現 業	人数	－	－	－	－	－	－
		%	－	－	－	－	－	

第10表

給料表別単身赴任手当の状況

給料表		距離	100km 未満	100km 以上 ～ 300km 未満	300km 以上 ～ 500km 未満	500km 以上 ～ 700km 未満	700km 以上 ～ 900km 未満	900km 以上 ～ 1,100km 未満	1,100km 以上 ～ 1,300km 未満	1,300km 以上 ～ 1,500km 未満	1,500km 以上 ～ 2,000km 未満	2,000km 以上	計	受給者1人 当たり単身 赴任手当額
行 政 職	人数		14	15	5	-	1	10	-	-	-	-	45	円
	%		31.1	33.3	11.1	-	2.2	22.2	-	-	-	-	100.0	44,044
公 安 職	人数		204	23	-	-	-	2	-	-	-	-	229	31,153
	%		89.1	10.0	-	-	-	0.9	-	-	-	-	100.0	
海 事 職	人数		1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	35,333
	%		33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
研 究 職	人数		-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	57,000
	%		-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	100.0	
医療職(一)	人数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(二)	人数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(三)	人数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職(一)	人数		15	11	1	-	-	-	-	-	-	1	28	36,214
	%		53.6	39.3	3.6	-	-	-	-	-	-	3.6	100.0	
教育職(二)	人数		53	42	-	-	-	-	-	-	-	-	95	33,537
	%		55.8	44.2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
合 計	人数		287	94	6	-	1	12	1	-	-	1	402	33,672
	%		71.4	23.4	1.5	-	0.2	3.0	0.2	-	-	0.2	100.0	
参 考	企 業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現 業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表

給料表別通勤手当の状況

給料表 区分			受 給 者							非受給者	合 計	受給者1人 当たり通勤 手 当 額
			交通機関 利 用 者	交 通 用 具 使 用 者				併用者	計			
				自家用 自動車	スクーター・ オートバイ	自転車	計					
行 政 職	人数	105	2,833	49	218	3,100	441	3,646	792	4,438	円 18,239	
	%	2.4	(262) 63.8	(-) 1.1	4.9	(262) 69.9	(18) 9.9	(280) 82.2	17.8	(280) 100.0		
公 安 職	人数	39	2,039	95	60	2,194	43	2,276	788	3,064	10,742	
	%	1.3	(426) 66.5	(-) 3.1	2.0	(426) 71.6	(3) 1.4	(429) 74.3	25.7	(429) 100.0		
海 事 職	人数	2	26	-	-	26	1	29	7	36	23,185	
	%	5.6	(2) 72.2	(-) -	-	(2) 72.2	(-) 2.8	(2) 80.6	19.4	(2) 100.0		
研 究 職	人数	1	105	1	6	112	7	120	23	143	15,143	
	%	0.7	(3) 73.4	(-) 0.7	4.2	(3) 78.3	(1) 4.9	(4) 83.9	16.1	(4) 100.0		
医 療 職(一)	人数	-	8	-	-	8	3	11	2	13	34,178	
	%	-	(-) 61.5	(-) -	-	(-) 61.5	(1) 23.1	(1) 84.6	15.4	(1) 100.0		
医 療 職(二)	人数	-	5	-	-	5	-	5	1	6	12,120	
	%	-	(-) 83.3	(-) -	-	(-) 83.3	(-) -	(-) 83.3	16.7	(-) 100.0		
医 療 職(三)	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	(-) -	(-) -	-	(-) -	(-) -	(-) -	-	(-) -		
教 育 職(一)	人数	22	1,888	2	4	1,894	223	2,139	221	2,360	14,973	
	%	0.9	(3) 80.0	(-) 0.1	0.2	(3) 80.3	(2) 9.4	(5) 90.6	9.4	(5) 100.0		
教 育 職(二)	人数	14	5,389	7	14	5,410	166	5,590	576	6,166	9,320	
	%	0.2	(10) 87.4	(-) 0.1	0.2	(10) 87.7	(1) 2.7	(11) 90.7	9.3	(11) 100.0		
合 計	人数	183	12,293	154	302	12,749	884	13,816	2,410	16,226	12,883	
	%	1.1	(706) 75.8	(-) 0.9	1.9	(706) 78.6	(26) 5.4	(732) 85.1	14.9	(732) 100.0		
参 考	企 業	人数	-	63	-	6	69	22	91	20	111	25,469
		%	-	(2) 56.8	(-) -	5.4	(2) 62.2	(-) 19.8	(2) 82.0	18.0	(2) 100.0	
参 考	現 業	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	(-) -	(-) -	-	(-) -	(-) -	(-) -	-	(-) -	

(注) 1 ()内は、それぞれの区分の受給者のうち、駐車場等の利用に対する通勤手当の受給者の人数である。

2 受給者1人当たり通勤手当額には、駐車場等の利用に対する通勤手当額を含む。

第12表

給料表別・通勤方法別・通勤距離(片道)別人員

給料表	距離		2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上	42km 以上	46km 以上
	方法			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	46km 未満	50km 未満
行政職	交通機関		-	19	15	28	6	1	4	1	3	1	-	5	2	-
	自動車等		182	359	440	381	248	177	283	184	115	130	127	124	115	76
	自転車		224	171	42	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	2	1	4	-	5	4	19	11	17	7	29
	徒歩		348	34	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	754 17.0	584 13.2	500 11.3	414 9.3	256 5.8	183 4.1	287 6.5	190 4.3	122 2.7	150 3.4	138 3.1	146 3.3	124 2.8	105 2.4
公安職	交通機関		-	6	2	14	2	5	2	1	1	1	3	1	-	-
	自動車等		262	316	342	376	240	196	215	136	109	71	61	29	22	13
	自転車		33	38	18	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	1	-	-	1	1	-	3	8	6	7	3
	徒歩		249	9	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		229	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	773 25.2	369 12.0	367 12.0	395 12.9	242 7.9	201 6.6	219 7.1	138 4.5	110 3.6	75 2.4	72 2.3	36 1.2	29 0.9	16 0.5
海事職	交通機関		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車等		-	5	4	2	1	-	-	-	-	1	2	1	2	-
	自転車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒歩		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	7 19.4	5 13.9	4 11.1	3 8.3	1 2.8	-	-	-	-	1 2.8	2 5.6	1 2.8	2 5.6	-
研究職	交通機関		-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車等		10	11	12	14	6	6	15	18	4	2	5	5	-	2
	自転車		5	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	徒歩		7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	22 15.4	17 11.9	14 9.8	14 9.8	6 4.2	6 4.2	15 10.5	18 12.6	4 2.8	2 1.4	5 3.5	5 3.5	1 0.7	2 1.4

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤 方法別 構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
2	2	2	2	1	3	-	1	2	-	1	-	4	105	%	km
47	23	17	4	7	2	4	4	2	1	4	-	8	3,064	2.4	23.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	442	69.0	18.2
68	31	23	39	16	38	39	21	17	11	13	10	16	441	10.0	2.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	383	9.9	62.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	8.6	1.1
														0.1	4.5
117	56	42	45	24	43	43	26	21	12	18	10	28	4,438		
2.6	1.3	0.9	1.0	0.5	1.0	1.0	0.6	0.5	0.3	0.4	0.2	0.6	100.0	100.0	19.7
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	1.3	14.2
4	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2,396	78.2	12.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	3.0	3.0
5	1	2	2	-	-	-	1	-	-	-	-	2	43	1.4	48.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	261	8.5	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	232	7.6	0.1
9	4	2	3	-	1	-	1	-	-	-	-	2	3,064		
0.3	0.1	0.1	0.1	-	0.0	-	0.0	-	-	-	-	0.1	100.0	100.0	10.8
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	5.6	38.6
3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	26	72.2	33.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.8	114.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	19.4	0.0
3	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	36		
8.3	5.6	-	2.8	-	2.8	-	-	-	-	-	-	8.3	100.0	100.0	29.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.7	4.4
1	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	116	81.1	18.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	7.7	2.3
-	-	1	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	7	4.9	69.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	5.6	1.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	4	1	1	1	1	1	1	-	1	-	-	-	143		
0.7	2.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	-	0.7	-	-	-	100.0	100.0	18.5

給料表	距離		2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上	42km 以上	46km 以上
	方法			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	46km 未満	50km 未満
医療職 (一)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- 1 - - 1	- 1 - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -	- 2 - - -	- - - - -	- 1 - - -	- - - - -	- 1 - - -	- - - - -	- - - 1 -	- - - - -
	計	人数 %	2 15.4	1 7.7	- -	- -	- -	1 7.7	2 15.4	- -	1 7.7	- -	1 7.7	- -	1 7.7	- -
医療職 (二)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- - 1 - -	- - - - -	- 1 - - -	- 1 - - -	- 1 - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -	- - - - -	- - - - -	- - 1 - -	- - - - -	- - - - -
	計	人数 %	1 16.7	- -	1 16.7	1 16.7	1 16.7	- -	- -	- -	1 16.7	- -	- -	1 16.7	- -	- -
医療職 (三)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
	計	人数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
教育職 (一)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- 193 7 - 17 2	4 282 3 - 1 -	2 240 1 - - -	1 311 - 1 - -	1 173 1 4 - -	1 204 - 5 - -	3 151 - 8 - -	2 138 - 8 - -	1 92 - 4 - -	- 87 - 9 - -	1 65 - 12 - -	2 58 - 16 - -	2 35 - 28 - -	- 20 - 27 - -
	計	人数 %	219 9.3	290 12.3	243 10.3	313 13.3	179 7.6	210 8.9	162 6.9	148 6.3	97 4.1	96 4.1	78 3.3	76 3.2	65 2.8	47 2.0

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤 方法別 構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	%	km
-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	69.2	27.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	23.1	116.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7.7	-
-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	13		
-	-	15.4	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	100.0	100.0	45.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	83.3	18.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	1.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	16.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

給料表	距離		2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上	42km 以上	46km 以上	
	方法			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	46km 未満	50km 未満	
教育職 (二)	交通機関		-	1	-	5	1	2	-	2	-	-	-	1	-	-	
	自動車等		492	910	916	1,226	709	526	414	262	135	82	85	60	35	11	
	自転車		10	7	3	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	併用		-	-	-	3	2	4	12	11	4	13	11	13	9	19	
	徒歩		71	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	人数 %	573 9.3	921 14.9	919 14.9	1,237 20.1	712 11.5	532 8.6	426 6.9	275 4.5	140 2.3	95 1.5	96 1.6	74 1.2	44 0.7	30 0.5	
合計	交通機関		-	30	20	49	10	9	9	6	5	2	4	9	4	-	
	自動車等		1,140	1,884	1,955	2,311	1,378	1,110	1,080	738	457	373	346	278	209	122	
	自転車		280	224	65	9	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	
	併用		-	-	-	7	7	13	21	25	12	44	42	52	53	78	
	徒歩		692	47	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他		239	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	人数 %	2,351 14.5	2,187 13.5	2,048 12.6	2,377 14.6	1,397 8.6	1,133 7.0	1,111 6.8	769 4.7	475 2.9	419 2.6	392 2.4	339 2.1	266 1.6	200 1.2	
参 考 業	企業	交通機関		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		自動車等		6	4	4	8	4	3	8	5	3	5	7	3	1	
		自転車		3	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		併用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
		徒歩		10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	人数 %	19 17.1	10 9.0	5 4.5	8 7.2	4 3.6	3 2.7	8 7.2	5 4.5	3 2.7	5 4.5	7 6.3	3 2.7	1 0.9	6 5.4
	現業	交通機関		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自動車等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自転車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		併用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		徒歩		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	人数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤 方法別 構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	14	%	km
7	6	2	4	-	2	-	1	1	-	-	-	2	5,888	0.2	22.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	95.5	10.9
15	8	9	8	2	10	2	5	2	2	-	1	1	166	0.4	4.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	2.7	45.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.2	0.6
														0.0	3.4
22	14	11	13	2	12	2	7	3	2	-	1	3	6,166		
0.4	0.2	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	-	0.0	0.0	100.0	100.0	11.8
2	4	2	3	1	4	-	2	2	-	1	-	5	183	1.1	21.7
72	41	26	14	10	8	6	6	3	1	5	-	14	13,587	83.7	13.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	583	3.6	2.5
109	61	46	55	28	62	49	30	20	16	16	11	27	884	5.4	56.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	743	4.6	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246	1.5	0.1
183	106	74	72	39	74	55	38	25	17	22	11	46	16,226		
1.1	0.7	0.5	0.4	0.2	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	100.0	100.0	14.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	69	62.2	22.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8.1	2.7
5	4	3	1	1	1	2	1	-	-	1	-	-	22	19.8	60.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	9.9	1.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	5	4	1	1	1	3	1	-	-	1	-	-	111		
6.3	4.5	3.6	0.9	0.9	0.9	2.7	0.9	-	-	0.9	-	-	100.0	100.0	26.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第13表

任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別人員

給料表	号給 計	1	2	3	4	5	6	7
第一号任期付研究員	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	
第二号任期付研究員	人 -	人 -	人 -	人 -				
特定任期付職員	1	-	-	1	-	-	-	-

- (注) 1 第一号任期付研究員給料表は、招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用する。
- 2 第二号任期付研究員給料表は、先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用する。
- 3 特定任期付職員給料表は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用する。

第14表

60歳超職員の給料表別・等級別人員

その1 定年が引き上げられた職員(条例附則第3項職員)

給料表	等級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	人 140	人 -	人 -	人 14	人 15	人 110	人 1	人 -	人 -	人 -
公安職	61	-	-	2	25	34	-	-	-	-
海事職	3	-	-	-	3	-	-			
研究職	6	-	-	5	1	-				
医療職(一)	-	-	-	-	-					
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	200	-	185	4	11					
教育職(二)	294	-	262	4	28					
合計	704	-	447	29	83	144	1	-	-	-
参考	企業	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	現業	-	-	-	-	-				

- (注) 令和5年3月31日以前からの勤務延長者、定年による退職の特例が適用される職員、職員の定年等に関する条例第3条に定める医師及び歯科医師、定年に関する規定が適用されない職員を除く。

その2 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	等級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	人 6	人 -	人 -	人 5	人 -	人 -	人 -	人 1	人 -	人 -
公安職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海事職	-	-	-	-	-	-	-			
研究職	-	-	-	-	-	-				
医療職(一)	-	-	-	-	-					
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	8	-	8	-	-					
教育職(二)	17	-	17	-	-					
合計	31	-	25	5	-	-	-	1	-	-
参考	企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現業	-	-	-	-	-				

その3 暫定再任用職員(常勤)

給 料 表		等級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職		103	人 -	人 -	人 102	人 1	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
公 安 職		38	-	-	15	23	-	-	-	-	-
海 事 職		2	-	-	2	-	-	-			
研 究 職		13	-	13	-	-	-				
医 療 職 (一)		-	-	-	-	-					
医 療 職 (二)		-	-	-	-	-	-	-	-		
医 療 職 (三)		-	-	-	-	-	-	-	-		
教 育 職 (一)		199	-	199	-	-					
教 育 職 (二)		229	-	229	-	-					
合 計		584	-	441	119	24	-	-	-	-	-
参 考	企 業	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	現 業	-	-	-	-	-	-				

その4 暫定再任用職員(短時間)

給 料 表		等級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職		14	人 -	人 -	人 13	人 -	人 -	人 -	人 1	人 -	人 -
公 安 職		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 事 職		-	-	-	-	-	-	-			
研 究 職		-	-	-	-	-	-				
医 療 職 (一)		-	-	-	-	-					
医 療 職 (二)		-	-	-	-	-	-	-	-		
医 療 職 (三)		-	-	-	-	-	-	-	-		
教 育 職 (一)		8	-	8	-	-					
教 育 職 (二)		74	-	74	-	-					
合 計		96	-	82	13	-	-	-	1	-	-
参 考	企 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現 業	-	-	-	-	-	-				

民 間 給 与 関 係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ること

2 調査時点

令和8年4月分最終給与締切日現在

3 調査範囲

(1) 調査対象事業所

常勤の従業員数が、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所

(2) 調査対象職種

支店長等76職種(うち初任給関係職種18職種)

4 調査対象の抽出

(1) 事業所

上記3(1)に該当する459事業所のうち、規模及び産業等により層化し129事業所を無作為に抽出

(2) 従業員

調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出

調査実人員は6,274人(うち初任給関係職種249人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は36,191人であり、うち行政職に相当する調査実人員は5,086人(うち初任給関係職種239人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は26,320人

5 調査項目

(1) 事業所票(1)

賞与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

給与改定及び国内異動における手当等の支給状況等

(3) 個人票

年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

(4) 初任給調査票

学歴別初任給月額及び該当従業員数

第15表

産業別・規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	計	500 人 以 上	100 人 以 下 500 人 未 満
計	120	55	65
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	14	5	9
製 造 業	45	20	25
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	20	12	8
卸 売 業 , 小 売 業	5	3	2
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	4	0
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	32	11	21

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が9あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第16表

職 種 別 民 間 給 与 の 支 給 状 況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	15	56.3	771,348	17,343	754,005	
	短 大 卒	9	56.3	809,665	422	809,243	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	4	56.3	767,535	73,781	693,754	
	工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	15	54.0	835,416	225	835,191	
	短 大 卒	10	54.9	873,601	344	873,257	
	高 校 卒	2	48.1	683,022	0	683,022	
	中 学 卒	3	55.3	818,912	0	818,912	
	事 務 部 長	－	－	－	－	－	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	142	53.4	678,383	1,134	677,249	
	短 大 卒	108	53.1	717,436	1,292	716,144	
	高 校 卒	9	49.8	555,835	0	555,835	
	中 学 卒	25	56.0	563,570	884	562,686	
	技 術 部 長	－	－	－	－	－	同上
	大 学 卒	98	52.9	681,573	2,748	678,825	
	短 大 卒	68	53.4	726,727	2,977	723,750	
	高 校 卒	9	51.0	580,660	0	580,660	
	中 学 卒	21	52.0	585,521	3,152	582,369	
			－	－	－	－	－

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				きまって支給		(A－B)		
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	
	大 学 卒	66	51.1	669,251	8,205	661,046		
	短 大 卒	54	50.9	699,666	4,201	695,465		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	12	52.2	497,130	30,868	466,262		
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	(注)「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。	
	大 学 卒	30	52.7	637,549	38,225	599,324		同上
	短 大 卒	11	54.1	769,818	27,515	742,303		
	高 校 卒	3	57.1	543,792	0	543,792		
	中 学 卒	16	50.7	560,298	54,654	505,644		
	事 務 課 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	315	48.5	580,293	12,949	567,344		{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	短 大 卒	219	47.9	596,591	10,044	586,547		
	高 校 卒	24	51.3	560,806	6,102	554,704		
	中 学 卒	72	49.6	529,540	25,746	503,794		
	技 術 課 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	244	50.0	624,066	21,187	602,879	同上	
	短 大 卒	124	48.4	648,519	9,825	638,694		
	高 校 卒	15	52.5	679,611	0	679,611		
	中 学 卒	104	51.7	586,733	38,787	547,946		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				きまって支給		(A－B)		
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間) (注)「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。))。}	
	大 学 卒	188	47.3	663,302	160,376	502,926		
	短 大 卒	137	46.4	724,839	205,900	518,939		
	高 校 卒	11	50.5	451,003	15,905	435,098		
	中 学 卒	40	50.1	480,738	21,120	459,618		
	技 術 課 長 代 理	－	－	－	－	－	同上	
	大 学 卒	100	47.8	603,294	36,294	567,000		
	短 大 卒	65	46.7	618,838	24,328	594,510		
	高 校 卒	7	53.0	636,625	12,925	623,700		
	中 学 卒	28	49.4	555,594	72,428	483,166		
	事 務 係 長	－	－	－	－	－		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	423	45.4	517,355	84,634	432,721		
	短 大 卒	237	43.4	540,210	97,913	442,297		
	高 校 卒	41	47.3	462,322	63,983	398,339		
	中 学 卒	142	49.1	490,861	63,950	426,911		
技 術 係 長	3	47.3	415,887	89,378	326,509	同上		
大 学 卒	326	47.2	601,475	66,537	534,938			
短 大 卒	152	45.2	597,383	55,006	542,377			
高 校 卒	31	44.5	600,024	73,600	526,424			
中 学 卒	143	50.3	607,125	80,525	526,600			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 259	歳 42.0	円 401,174	円 71,258	円 329,916	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	大 学 卒	130	38.0	424,096	97,270	326,826	
	短 大 卒	43	47.4	355,783	35,757	320,026	
	高 校 卒	84	46.5	383,523	42,854	340,669	
	中 学 卒	2	43.2	330,714	30,474	300,240	
	技 術 主 任	241	45.9	569,628	93,264	476,364	同上
	大 学 卒	52	40.4	446,272	62,428	383,844	
	短 大 卒	28	42.4	585,899	110,869	475,030	
	高 校 卒	161	47.8	598,418	98,472	499,946	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	1,191	41.0	343,366	34,857	308,509	
	大 学 卒	451	37.3	353,539	37,721	315,818	
	短 大 卒	210	46.5	347,074	37,055	310,019	
	高 校 卒	527	41.8	332,635	31,045	301,590	
	中 学 卒	3	52.0	409,211	112,926	296,285	
	技 術 係 員	938	36.7	435,050	66,973	368,077	
	大 学 卒	293	36.4	425,287	53,652	371,635	
	短 大 卒	111	36.2	481,082	83,611	397,471	
	高 校 卒	531	36.9	428,524	68,554	359,970	
	中 学 卒	3	36.3	297,811	49,383	248,428	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 11	歳 56.8	円 854,324	円 255	円 854,069	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	14	54.8	859,582	245	859,337	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	99	52.7	724,560	1,360	723,200	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	54	53.9	798,278	891	797,387	
	事 務 部 次 長	53	50.9	694,193	7,391	686,802	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	8	56.6	962,303	75,627	886,676	
	事 務 課 長	247	48.3	593,896	11,483	582,413	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	154	50.2	690,591	24,967	665,624	
	事 務 課 長 代 理	171	47.0	670,949	167,699	503,250	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	78	48.4	621,079	33,122	587,957	
	事 務 係 長	310	45.8	544,500	95,827	448,673	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	267	47.6	623,363	68,609	554,754	
	事 務 主 任	153	40.5	437,516	98,159	339,357	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	186	47.3	612,256	105,759	506,497	
	事 務 係 員	799	41.3	360,153	38,927	321,226	
	技 術 係 員	718	36.6	453,006	73,488	379,518	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 4	歳 55.0	円 550,384	円 62,849	円 487,535	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	43	55.1	575,991	634	575,357	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	44	51.7	547,028	4,890	542,138	
	事 務 部 次 長	13	52.6	512,240	13,331	498,909	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	22	51.3	522,216	24,941	497,275	
	事 務 課 長	68	49.8	495,562	22,082	473,480	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	90	49.8	505,612	14,456	491,156	
	事 務 課 長 代 理	17	52.5	519,415	22,609	496,806	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	22	45.1	508,356	53,229	455,127	
	事 務 係 長	113	44.1	403,490	37,684	365,806	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	59	44.5	457,246	52,884	404,362	
	事 務 主 任	106	44.8	334,387	21,820	312,567	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	55	39.2	373,589	35,800	337,789	
	事 務 係 員	392	39.9	284,399	20,559	263,840	
	技 術 係 員	220	37.1	338,872	32,079	306,793	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車 運 転 手	6	50.7	311,278	98,036	213,242	業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
	守 衛	5	57.0	388,949	34,225	354,724	
	用 務 員	－	－	－	－	－	
海 事 関 係 職 種	船 長・機 関 長	4	53.3	686,054	70,576	615,478	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以 上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	4	40.0	718,818	119,845	598,973	
	二等航海士・機関士	5	34.6	532,269	166,306	365,963	
	三等航海士・機関士	9	32.4	455,438	139,130	316,308	
	運 航 士	－	－	－	－	－	
	甲 板 長・操 機 長	3	48.7	539,373	195,831	343,542	
	甲 板 手・操 機 手	*	*	*	*	*	
	甲 板 員・機 関 員	4	21.8	326,753	85,375	241,378	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	11	45.9	559,453	4,542	554,911	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	6	37.8	443,446	57,565	385,881	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	27	42.5	570,106	24,402	545,704	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	29	32.8	356,076	35,550	320,526	
	研 究 補 助 員	－	－	－	－	－	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	4	62.3	1,899,697	316,417	1,583,280	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	16	54.3	1,455,379	147,229	1,308,150	部下に医師又は歯科医師1人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
医 療 関 係 職 種	医 師	人 44	歳 52.2	円 1,561,276	円 212,351	円 1,348,925	部下に薬剤師2人以上
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	7	56.6	541,209	9,634	531,575	
	薬 剤 師	32	46.0	401,440	26,010	375,430	
	診 療 放 射 線 技 師	35	44.5	392,874	35,859	357,015	
	臨 床 検 査 技 師	48	45.3	350,267	28,103	322,164	部下に看護師長5人以上
	栄 養 士	44	38.7	280,561	11,654	268,907	
	理 学 療 法 士	129	38.6	357,340	12,449	344,891	
	作 業 療 法 士	113	36.6	331,430	7,095	324,335	
	総 看 護 師 長	6	60.8	466,058	6,348	459,710	
	看 護 師 長	131	49.5	423,693	38,376	385,317	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	281	40.4	344,465	50,101	294,364	
	准 看 護 師	101	46.2	301,429	37,859	263,570	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	57.0	645,986	0	645,986	
	大 学 教 授	14	61.1	603,675	0	603,675	
	大 学 准 教 授	12	45.4	496,655	0	496,655	
	大 学 講 師	11	47.7	489,538	0	489,538	
	大 学 助 教	11	44.5	399,447	0	399,447	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	2	47.5	492,586	6,258	486,328	
	高 等 学 校 教 諭	19	39.5	373,806	7,070	366,736	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	5	60.8	535,419	1,411	534,008	
	事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
	事務・技術課長	14	63.8	399,472	16,841	382,631	
	事務・技術課長代理	8	62.8	533,553	105,713	427,840	
	事務・技術係長	10	64.9	421,319	32,171	389,148	
	事務・技術主任	9	62.3	381,673	35,481	346,192	
	事務・技術係員	208	63.5	295,609	18,178	277,431	

第17表

公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
9級	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	—
8級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長
7級		
6級	事務課長代理・技術課長代理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
5級		
4級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事務課長代理・技術課長代理
3級		事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
2級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任
1級	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員

第18表

民間における職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴		初 任 給 額
事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	事 務	234,142 ^円
		技 術	257,997
		全	240,790
	短 大 卒	事 務	※ 190,739
		技 術	*
		全	※ 202,852
	高 校 卒	事 務	196,807
		技 術	213,829
		全	208,029
研 究 員	大 学 卒		※ 244,600
准 看 護 師	養 成 所 卒		※ 175,900
船 員	海 上 技 術 学 校 卒		*

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものである。

2 研究補助員(短大卒、高校卒)、医師(大学卒)、薬剤師(大学卒)、診療放射線技師(養成所卒)、栄養士(短大卒)、看護師(普通高校卒)、大学助教(大学卒)及び高等学校教諭(大学卒)についても調査したが、該当がなかった。

3 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大学卒相当239,600円、高校卒相当208,500円である。

第19表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職 段階	項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
	係 員	71.4	0.0	0.6	28.0
	課 長 級	65.4	1.3	1.2	32.1

第20表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職 段階	項目	定期昇給 制 度 あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制 度 な し
			増 額	減 額	変化なし			
	係 員	94.4	94.4	31.7	5.4	57.3	0.0	5.6
	課 長 級	80.6	80.6	23.8	3.6	53.2	0.0	19.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表

民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
	大 学 卒	60.0	(88.1)	(11.9)	(0.0)	40.0
	高 校 卒	62.6	(82.6)	(17.4)	(0.0)	37.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第22表

民間における住居(住宅)手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合	(参考)全国民間
支 給 す る	54.9%	54.8%
支 給 し な い	45.1%	45.2%
借家・借間居住者に対する 住居(住宅)手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満	30,000円以上 31,000円未満

第23表

民間における国内異動における手当等の支給状況

その1 転勤した者に対する手当等の支給状況

(単位:%)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
88.6	80.2	53.9	11.4

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

その2 転勤した者に対する帰宅費用の支給状況

(単位:%)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
77.1	(15.2)	(41.1)	(13.3)	(23.5)	(6.9)	16.9回	22.9

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第24表

民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	60.4	39.6
課 長 級	55.4	44.6
部長級(非役員)	55.1	44.9

第25表

民間における定年制の状況

(単位:%)

定 年 制 あ り	定 年 年 齢		定 年 制 な し
	60歳	61歳以上	
100.0	57.8	42.2	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

そ の 他 参 考 資 料

第26表

費目別・世帯人員別標準生計費(令和8年4月)

山口市

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,582	49,418	61,143	72,869	84,603
住 居 関 係 費	62,472	80,930	69,802	58,662	47,534
被 服 ・ 履 物 費	3,189	3,533	4,928	6,323	7,726
雑 費 I	22,441	28,097	38,937	49,777	60,617
雑 費 II	10,770	20,776	24,284	27,791	31,309
計	126,454	182,754	199,094	215,422	231,789

(注) 1 総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人～5人世帯)について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費としたものに、全国の費目別平均支出金額に対する山口市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料

住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II … その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)